資料１

専修学校行政の動向

目　　次

１．平成３０年度専修学校関係予算等について　・・・・・・・・・・・・　1

２．専修学校関係の閣議決定文書等について　・・・・・・・・・・・・・　19

３．専門学校による社会人向け短期プログラムについて　・・・・・・・　27

４．職業実践専門課程について　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　33

５．その他　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　62

これからの専修学校教育の振興のあり方について（報告）

［ これからの専修学校教育の振興のあり方検討会議（平成29年3月）］

専修学校に求められる役割・機能

産業構造・就業構造等の変化の中で、我が国の産業を担い、実践的に活躍し、牽引していく専門職業人の養成が必要。

課　題　専門職業人養成に重要な役割を担う「職業教育」に対する社会の認識不足

役割･機能①　「実践的な職業教育に最適化した高等教育機関」の制度化により、産業全体の生産性等を高めるとともに、「専修学校」は職業能力の育成等を目指した実学の学校として、多様な産業分野において地域産業を担い実践的に活躍する専門職業人の養成を進めていくことが引き続き重要。

課　題　専修学校の制度的自由度の高さと質保証の両立

役割･機能②　学修成果（ﾗｰﾆﾝｸﾞ ｱｳﾄｶﾑｽﾞ）がより問われる状況にある。専修学校は、職業に直結する教育を行う学校として、その実績を今後とも着実に積み重ね、質保証・向上に向けた不断の取組を進めていくことが重要。

課　題　多様な学びの機会の保障

役割･機能③　専修学校は、多様な学習ニーズに応え、多様な職業の選択肢を提供する教育機関として、学びのｾｰﾌﾃｨﾈｯﾄとしての役割が引き続き重要。

専修学校振興の必要性

専修学校は、学校教育法上の教育機関であり、職業実践的な教育を通じ、人間性の涵養のための教育を実践。時代に先駆ける存在として、専修学校制度の特質を 維持しつつ、多様性に富んだ教育の一層の向上支援が求められる。

骨太方針のイメージ

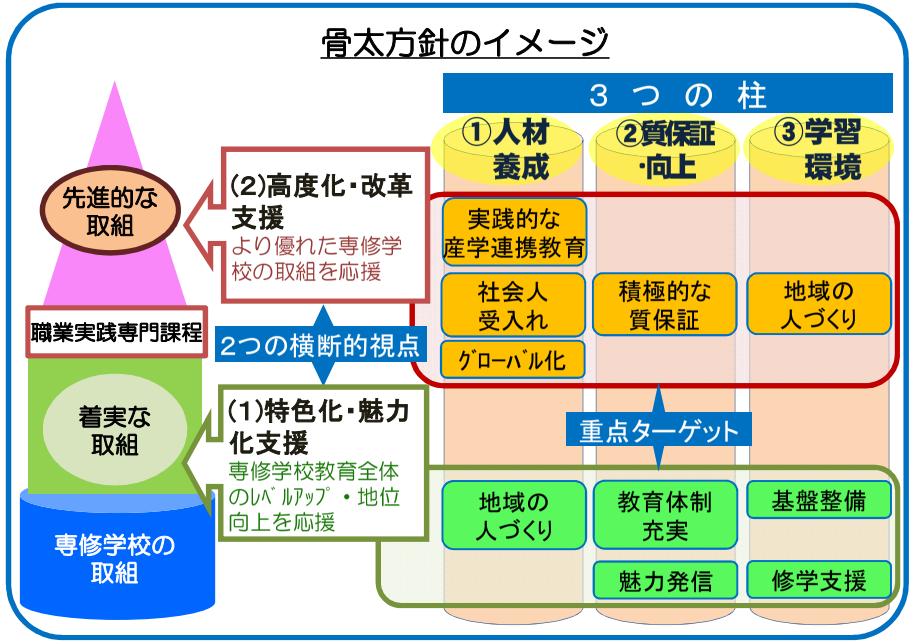

具体的施策

■実践的な産学連携教育
- 産学連携による教育手法の確立

■社会人受入れ
- 社会人の学び直し促進の具体的展開
- 社会人学び直しのための企業等による支援

■グローバル化
- 総合的な留学生施策
- 職業教育の国際通用性の確保

■積極的な質保証
- 職業実践専門課程を基軸とした質保証・向上の更なる充実

■地域の人づくり
- 高等専修学校の機能強化

■地域の人づくり
- 組織的・自立的な教育活動展開のための産学連携の体制づくり

■教育体制の充実
- 教職員の資質能力向上の推進

■魅力発信
- 専修学校についての積極的な情報発信
- 専修学校の理解促進のための高等学校等教員研修の充実等

■基盤整備
- 専修学校の教育基盤整備支援

■修学支援
- 修学困難な専門学校生に対する経済的支援のあり方検討
- インクルーシブ教育システムの実現

※「これからの専修学校教育の振興のあり方について（報告）」
文部科学省HP　http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/shougai/034/gaiyou/1383829.htm

平成30年度　専修学校関係予算

（　）は29年度予算額

専修学校教育の人材養成機能の向上

○　専修学校による地域産業中核的人材養成事業　17.4 億円（16.8億円）

分野に応じた中長期的な人材育成に向けた協議体制の構築等を進めるとともに、これからの時代に対応した教育プログラム等の開発や社会人の学び直しの推進、効果的な産学連携教育の実施のためのガイドラインの作成等を進める。

＜事業での取組＞

○産学連携体制の整備

○教育プログラム等の開発

・Society5.0等対応カリキュラムの開発・実証【新規】
・eラーニングの積極活用等による学び直し講座の開設促進
・地域課題解決実践カリキュラムの開発・実証【新規】
・学びのセーフティーネット機能の充実強化【新規】

○産学連携手法（専修学校版デュアル教育）の開発

○　専修学校グローバル化対応推進支援事業　2.0 億円（2.5億円）

諸外国における日本の専修学校の広報・優秀な外国人留学生の掘り起こし、日本語教育支援や修学支援、留学生の在籍管理、卒業後の国内への定着支援など、各地域における関係機関・団体との連携によるモデル体制の構築を進める。

○　国費外国人留学生制度　7.9 億円（7.6億円）

専修学校教育の質保証・向上

○　職業実践専門課程等を通じた専修学校の質保証・向上の推進　1.3 億円（1.8億円）

専修学校における研修プログラム開発や研修体制づくり等による教育体制の充実を図るとともに、先進モデルの開発等による職業実践専門課程の充実に向けた取組の推進等を通じて、職業教育の充実及び専修学校の質保証・向上を図る。

○　専修学校と地域の連携深化による職業教育魅力発信力強化事業【新規】　0.6 億円（－）

専修学校が担う職業教育の魅力発信力を強化するため、効果的な情報発信の在り方について検討・検証を行うとともに、関係機関と連携し、専修学校の職業教育機能を生かした体感型の学習機会等を提供した際の効果、連携に当たっての留意点を整理する。

学びのセーフティネットの保障

○　専門学校生への効果的な経済的支援の在り方に関する実証研究事業　1.8 億円（1.8億円）

意欲と能力のある専門学校生が経済的理由により修学を断念することがないよう、専門学校生に対する経済的支援策について総合的な検討を進めるため、実証的な研究として経済的支援及びその効果検証等を行う。

○　私立学校施設整備費補助金　3.0 億円（3.0億円）

○　私立大学等研究設備整備費等補助金　2.3 億円（2.3億円）

合　　計　36.3 億円（35.9億円）

＜東日本大震災や熊本地震からの復興関係＞

○　被災児童生徒就学支援等事業　※東日本大震災復興特別会計　52 億円の内数

○　被災児童生徒就学支援等事業（熊本地震対応分）　3 億円の内数

※　上記のほか、高等学校等就学支援金、日本学生支援機構の奨学金事業等の中に、専修学校生を対象とした予算が含まれている。

※　計数はそれぞれ四捨五入しているため、合計と一致しない。

※　このほか、平成29年度補正予算に私立学校施設整備費補助金（学校施設の耐震化）を計上。

専修学校による地域産業中核的人材養成事業

（前年度予算額：1,683百万円）
30年度予算額：1,740百万円

【背景・課題】

・教育サイドが産業界のニーズを踏まえたサービスを提供する仕組みの構築が必要
・AIの発達やインターネットの爆発的普及・活用等に対応した教育内容の充実が必要
・教育機関と地方公共団体や企業等とが連携した取組を強化し、地域産業を担う人材養成など、地方課題の解決に貢献する取組の促進が必要
・人生１００時代を見据え、生涯を通じて学び直しができる環境の整備が必要

未来投資戦略2017（平成29年6月9日閣議決定）

産業界のニーズを継続的に把握しつつ、産業界の代表との実務レベルでの情報共有等を行うことを目的とした大学関係者による大学協議体の本年度早々の創設と産学協働による教育プログラムの構築・実施、専修学校による地域産業中核的人材養成事業等による産学連携の取組を進めるとともに、これらの取組を横断的に機能させるために、産業界と教育界による「官民コンソーシアム」について検討し、本年度中を目途に設立し取組を開始する。

【事業概要】

専修学校等に委託を行い、各職業分野において今後必要となる新たな教育モデルを形成するとともに、
各地域から人的・物的協力などを得ることでカリキュラムの実効性、事業の効率性を高めつつ、各地域特性に応じた職業人材養成モデルを形成する。

メニュー①：産学連携体制の整備

産官学が「人材育成協議会」を構築することで、各分野・各地域における中長期的な人材育成の在り方を協議し、今後必要となる人材像や能力・技術等を整理、効果的な教育手法を検討する体制を確立する。

（全国版：10箇所　地域版：20箇所　連絡協議会：1箇所）

メニュー②：産学連携手法の開発

学習と実践を組み合わせて行う効果的な教育手法を開発し、学校・産業界双方のガイドラインとして作成・共有化を図る。（分野別:24箇所　分野横断:1箇所）

メニュー③：教育プログラム等の開発

【新規】
Society 5.0等の時代に求められる能力（例：「IT力」を融合した専門的能力等）について分野毎に体系的に整理し、その養成に向けたモデルカリキュラムを開発する。（30箇所）

【新規】
地方創生に向けて、各地域課題の解決や発展に向けた将来構想を策定し、当該構想の実現に今後必要となる人材に必要な能力の養成に向けたモデルカリキュラムを開発する。（30箇所）

社会人の学び直しを積極的に推進するため、専修学校において、**eラーニングを積極的に活用**したカリキュラム編成による学び直し講座の開設など、社会人の学び直しを推進するための方策について調査研究を実施する。（18箇所）

【新規】
学びのセーフティネット機能強化に向けて、高等専修学校と地域・外部機関等との連携を通じた実効的な教育体制（**「チーム高等専修学校」**）を構築する。

（モデル：8箇所　調査研究：1箇所）

【目指す成果】

○人材養成モデルの形成

・産学連携体制整備ガイドライン
・各分野毎の将来人材像、能力の整理
・産学連携（デュアル教育）ガイドライン
・各種教育モデルカリキュラム　等

○人材養成モデルの活用

開発したガイドラインやモデルカリキュラム等を、各専修学校においてそれぞれが実施する教育カリキュラムの改編・充実に反映

専修学校と産業界、行政機関等との連携を発展させ、諸課題に対応した教育内容の充実を図ることで、地域の中核的な職業教育機関である専修学校の人材養成機能を向上

専修学校グローバル化対応推進支援事業

（前年度予算額：252百万円）
30年度予算額：195百万円

背景

［日本再興戦略（平成２５年６月１４日閣議決定）］（抜粋）

優秀な外国人留学生についても、2012年の14万人から2020年までに30万人に倍増させること（「留学生30万人計画」の実現）を目指す。

［未来投資戦略２０１７（平成２９年６月９日閣議決定）］（抜粋）

（略）　専修学校においても専修学校グローバル化対応推進支援事業を通じ国内企業への就職支援を行う。

過去の取組・成果

【専修学校留学生就職アシスト事業】（～H28）

- 専修学校広報資料（約10か国語）
- 留学生就職相談会等
- 受入れ手引書作成（H28）
- 実態把握・共有

等 → **受入拡大**

専修学校（専門課程）の外国人留学生の増加

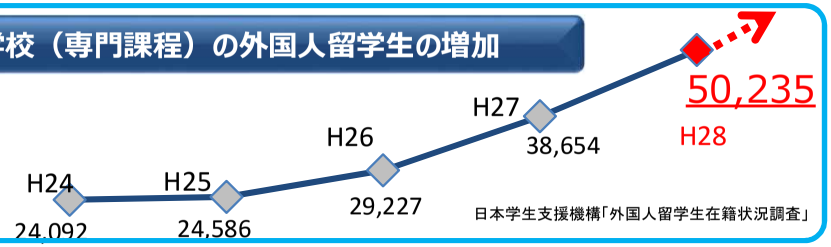

日本学生支援機構「外国人留学生在籍状況調査」

課題

- **留学生の急増への対応**
- **非漢字圏の留学生増加**（ﾍﾞﾄﾅﾑ,ﾈﾊﾟｰﾙ等）
- **受入れ分野拡大の可能性**（介護分野 等）
- **入口から出口までの連携体制構築**

≫ **新たな課題にも対応した総合的・戦略的な留学生施策推進の必要性**

事業内容

Ⅰ 各地域における留学生の戦略的受入れに向けた体制整備

諸外国における日本の専修学校の広報、優秀な外国人留学生の掘り起こし、日本語教育支援や修学支援、留学生の在籍管理、卒業後の国内への定着支援など、専修学校に係る入口から出口までの総合的・戦略的な留学生施策の推進について、各地域における関係機関・団体との連携によるモデル体制を構築。

【委託：4箇所】

主な取組

- ◎ 戦略的推進のためのターゲット国・分野特定
- ◎ 諸外国における専修学校の広報・周知・留学生掘り起こし
- ◎ 非漢字圏の留学生の日本語指導と専修学校との接続
- ◎ 国内企業とのマッチング・定着支援
- ◎ 教職員・企業担当者の受入対応能力向上のための研修

等

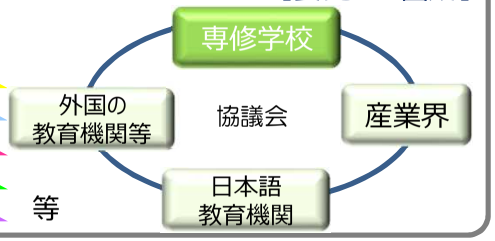

Ⅱ 継続的な実態把握等

専修学校の外国人留学生の動向やその後の就職状況、並びに日本人学生の留学状況について、全国的な調査を実施するとともに、広報ツールを更新する。

取組

- ◎留学状況調査実施・分析【委託：1箇所】
- ◎広報ツールの更新・改善【委託：2箇所】

目指す成果

○留学生対応モデルの形成

- ・海外教育機関との連携協定の締結手法
- ・日本語学校との連携教育の在り方
- ・企業連携教育の手法　等を整理・明確化

○留学生受入モデルの活用

各専修学校及び各団体において、開発したモデルを参考にそれぞれ留学生対応に効果的な体制を整備

専修学校と日本語教育機関や企業等との連携を発展させ、優秀な留学生の受入につなげるとともに、我が国又は自国で活躍できる専門職業人を輩出

職業実践専門課程等を通じた専修学校の質保証・向上の推進

（前年度予算額：181百万円）
30年度予算額：133百万円

背景・経緯

平成29年3月：これからの専修学校教育の振興のあり方検討会議報告

「これからの専修学校教育の振興策については、質保証・向上の視点を中心にして、三本の柱を軸として相互に関連付けながら様々な具体的な施策を打ち出していくことが重要」

さらに、具体的施策として「教職員の資質能力向上の推進」、「職業実践専門課程を基軸とした質保証・向上の更なる充実」等が位置付けられている。

従来の重点取組

- 調査研究協力者会議等の開催
- **学校評価の充実**（自己評価の実施・公表等）
- **職業実践専門課程等の充実に向けた取組の推進**（第三者評価の検証等）

成果：学校評価の実施充実

		H24	H25	H26	H27	H28
自己評価	実施	61.9%	66.7%	69.8%	76.9%	79.9%
	公表	19.5%	22.2%	35.6%	53.2%	56.6%

事業内容

①調査研究協力者会議等の開催

質保証向上推進の司令塔

◆ 専修学校の質保証・向上に関する調査研究協力者会議

職業実践専門課程の実態調査等に基づく検証等により、専修学校の質保証・向上の推進に向けた方策の検討を行う調査研究協力者会議を開催する。

【直轄事業】

都道府県等との研究協議

◆ 専修学校教育研究協議会

専修学校の運営改善に向けた取組等に関する研究等を行う協議会を開催する。

【直轄事業】

②教職員の資質能力向上の推進

研修ネットワークの構築

◆ 自立的・持続的な研修体制づくりの推進

各地域において自立的・持続的に教職員研修を実施する体制づくりを進め、教職員の資質能力向上を図る。【委託：3箇所】

研修プログラムの構築

◆ 教職員研修プログラムの構築

専修学校教員の指導力向上や職員のマネジメント力等に資する研修プログラムを開発するとともに、その成果を普及する。【委託：1箇所】

③職業実践専門課程等の充実に向けた取組の推進

職業実践専門課程の高度化・改革推進

◆ 職業実践専門課程による先進的取組の推進

職業実践専門課程の取組充実に向けた運用改善（教育課程編成委員会と学校関係者評価の効果的運用等）等、職業実践専門課程による取組の更なる質向上に向けた先進モデルの開発に実践的・実証的に取り組む。【委託：7箇所】

質保証向上のための実態調査

◆ 質保証・向上のための実態調査

産業界との連携による教育課程の編成等の実施状況や、卒業生の企業内における評価など、職業実践専門課程に係る実態調査を行うとともに、認定効果の比較分析等のため、非認定の専門課程や高等課程等を含めた実態調査を実施する。【委託：1箇所】

職業教育の充実，専修学校の質保証・向上

教育改善・学校評価・情報公開・満足度向上・卒業生の活躍 etc

社会的評価の一層の向上

平成29年度「職業実践専門課程等を通じた専修学校の質保証・向上の推進」
（社会のニーズに応える効果的な情報発信の推進）

未来につながる専門学校
（平成３０年３月）

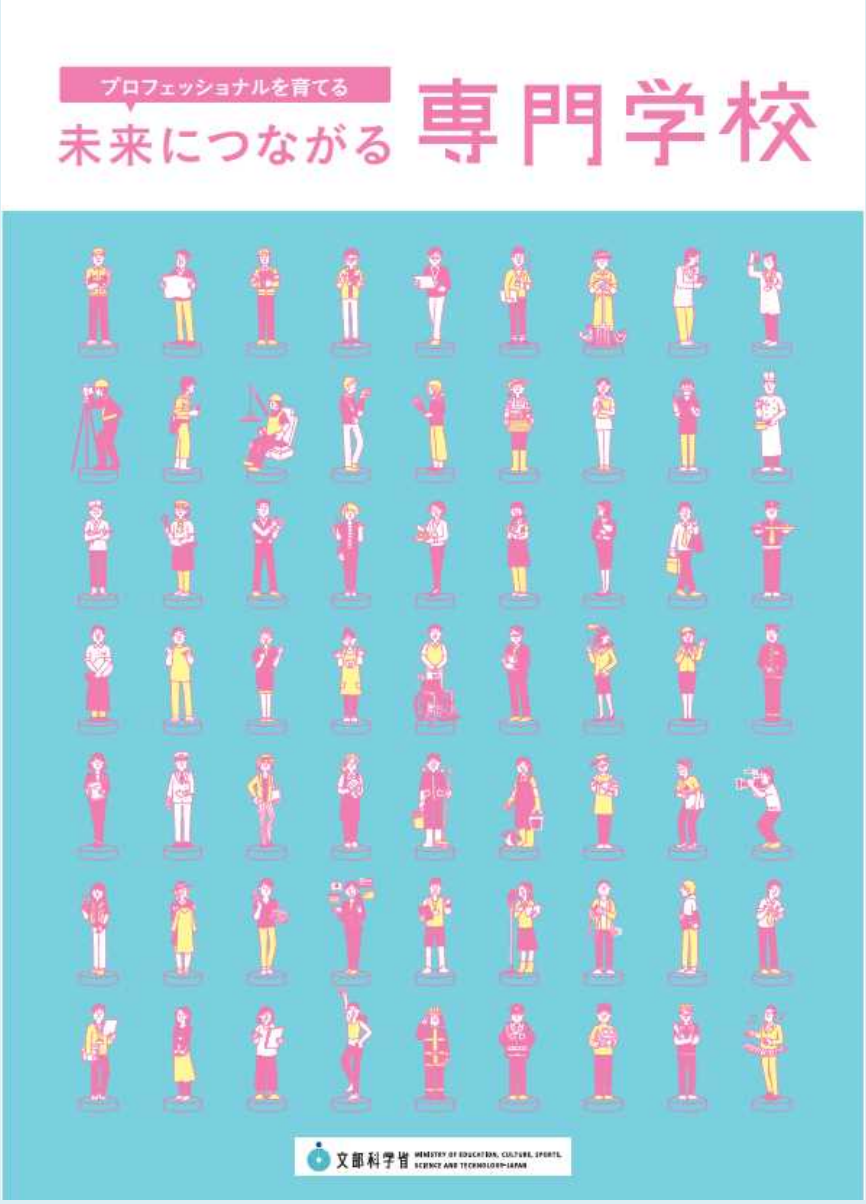

○ 文部科学省HPで公開しています。

平成29年度「職業実践専門課程等を通じた専修学校の質保証・向上の推進」事業の成果について
→ http://www.mext.go.jp/a_menu/shougai/senshuu/1402385.htm

プロフェッショナルを育てる

未来につながる 専門学校

はじめに

専門学校は、社会・産業ニーズに応じた実践的な職業教育と専門的な技術教育を行う教育機関として、多岐にわたる分野でスペシャリストを育成してきました。2016年には、高等教育機関全体の中でも、大学に次ぐ学生数（約59万人）を受け入れ、卒業後の就職率は約8割を実現。卒業生はさまざまな産業界で活躍しています。
現在日本では、第4次産業革命といわれる急速な技術の進化やグローバル化の進展による産業構造・就業構造の変化に直面し、職業人の生産性向上が必要とされています。専門学校は、さらなる教育の質の向上に努め、変化の激しい産業界において即戦力となりうるスキルを発揮できる人材の育成を目指しています。2013年には、企業などと連携した最新の実務知識を身に付ける教育を必須とした文部科学大臣認定「職業実践専門課程」が創設され、現在約3割の専門学校が認定。カリキュラムの充実も進んでいます。

『未来につながる専門学校』では、時代が求める人材を輩出し続ける専門学校の最新情報と、その卒業生たちの社会での活躍をお届けします。

この本は２部構成となっています

Ⅰ章　専門学校の学びの特徴とカリキュラム

専門学校の学びの特徴とカリキュラムについて、最新事例を交えてご紹介しています。先生方にお読みいただき、生徒の進路指導の一助としていただくことを目的としています。

Ⅱ章　専門学校の卒業生たちの活躍

専門学校を卒業し、さまざまな産業界で活躍する先輩たちの仕事と高校時代の進路選択をレポートしています。進路選択のための情報の一つとして、生徒にもお勧めください。

目　次 contents

FOR TEACHERS

Ⅰ章　専門学校の学びの特徴とカリキュラム

専門学校とは …… 04
専門学校のカリキュラム …… 06
1　保育士
2　自動車整備士
3　技術者
4　ファッションデザイナー
専門学校の学びの特徴 …… 14
データから見る　専門学校という選択 …… 16

FOR STUDENTS

Ⅱ章　専門学校の卒業生たちの活躍

トップランナー　時代を駆ける専門学校卒の先輩たち …… 02
1　カーデザイナー／後藤　純さん
2　システムエンジニア／野島洋平さん
3　パティシエ／喜田健一さん
4　スポーツトレーナー／横山正吾さん
専門学校からかなえた 100人の未来・キャリア …… 18

文部科学省 生涯学習政策局 生涯学習推進課 専修学校教育振興室
〒100-8959 東京都千代田区霞が関 3-2-2　TEL 03-5253-4111（代表）
http://www.mext.go.jp/

委託事業実施者　株式会社三菱総合研究所
編集制作　株式会社リクルートマーケティングパートナーズ

本パンフレットは、文部科学省委託事業「職業実践専門課程等を通じた専修学校の質保証・向上の推進」の委託先である株式会社三菱総合研究所が、株式会社リクルートマーケティングパートナーズの協力により作成したものです。

※このパンフレットは文部科学省のホームページにも掲載しています。このパンフレットはその他の出版物（営利目的のものは除く）に転用可能です。

専修学校と地域の連携深化による職業教育魅力発信力強化事業

30年度予算額：61百万円（新規）

現状・課題

○我が国では「学問の教育より職業技能の教育が一段低く見られ、大学（特に選抜制の高い大学）に進学すること自体を評価する社会的風潮がある」ともいわれており、アカデミックな教育を受けることに意欲・適性を持った者ばかりでなく、職業技能教育に適性を有する者等が、いわゆる「高学歴志向」・「大学志向」の流れに沿って、大学進学をしている場合もある。

⇒ 大学入学後に、十分な目的意識や意欲を持って学修に取り組めないなどのミスマッチを抱える者も少なくなく、大学でも職業意識や職業的自立に必要な能力を十分身に付けないまま卒業して、職業・社会とのミスマッチが生じているとの指摘もある。

振興方向性

平成２９年３月：これからの専修学校教育の振興のあり方検討会議報告

・「質保証・向上」は専修学校教育振興策の重要な柱であり、重点ターゲットの一つとして「魅力発信」(専修学校に係る積極的な情報発信)を位置付け

・専修学校が、地域の理解・評価を得ながら、地域における質の高い職業教育機関として教育活動を展開していくためには、地方創生の観点から、地方の教育機関とともに、地域の企業等の産業界や所轄庁である地域の行政機関との連携を進めていくことも重要であり、職場体験の実践や出前授業も含め、高等学校等における職業教育や進路指導全体の中で生かされる授業案や実施マニュアルを提示することも重要

取組概要

１．社会のニーズに応える効果的な情報発信の推進

専修学校が担う実践的な職業教育に関する理解を促進するため、中学校や高等学校、企業等、各ステークホルダーを意識した、効果的な情報集約・情報発信等の在り方・手法について検討・検証を行う。 【委託：1箇所】

２．専修学校と各地域の連携による「職業体感型教育」等の効果検証

１により示された方針等を踏まえ、各ステークホルダー、地域特性別に、専修学校と教育機関や企業等が連携した「職業体感型教育」（職業体験講座の提供、出前授業）等を実施した際の効果や連携に当たっての留意点を整理する。 【委託：5箇所】

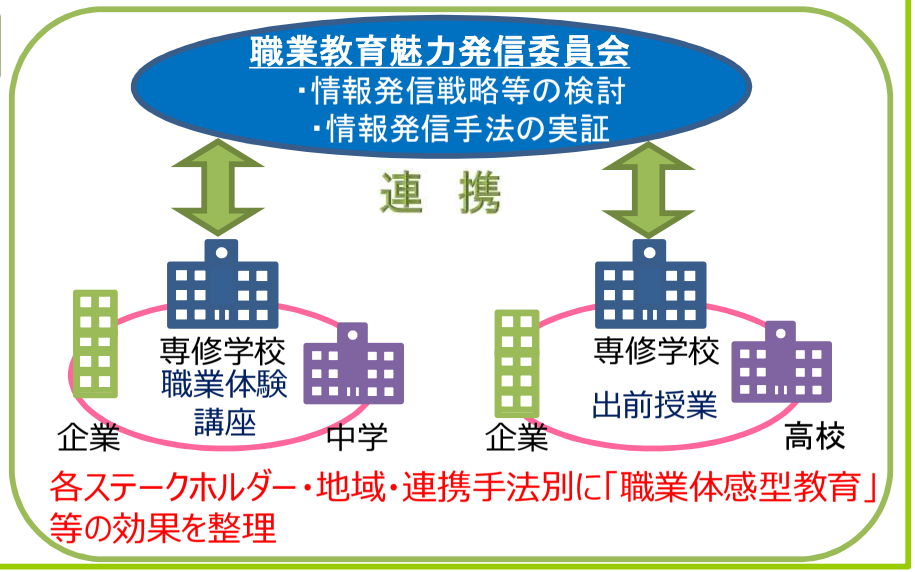

目指す成果

○情報発信モデルの形成

・各ステークホルダー別の効果的な情報集約・情報発信の在り方
・有効な広報ツールフォーマットの整理
・職業体感型教育実施マニュアル整備

○情報発信モデルの活用

各専修学校及び各団体において、開発したモデルを参考に各ステークホルダーに対して効果的な情報発信を実施

専修学校が担う職業教育の発信力を強化することで、職業教育への理解を促進し、職業接続も含めた幅広い視野からの進路選択を実現

専門学校生への効果的な経済的支援の在り方に関する実証研究事業

（前年度予算額：181百万円）
30年度予算額：179百万円

事業概要

意欲と能力のある専門学校生が経済的理由により、修学を断念することがないよう、経済的支援及び修学支援アドバイザーによる修学支援を行い、施策効果等に関するデータを継続的に収集し、分析・検証を行うことを通じて、専門学校生に対する経済的支援策について総合的な検討を進める。（平成27年度から継続）【対　　象】　都道府県・調査研究機関

国（文部科学省）

委託

委託

調査研究機関

データに基づき、主に以下の観点から施策効果等を分析・検証

・修学支援アドバイザーによる支援
・専門学校への進学
・学校生活・学習環境
・職業生活への橋渡し

連携

データ集約

都道府県

1．専門学校生に対する修学支援

✪修学支援アドバイザーの配置
- 財政的生活設計に対する助言
- 学生生活相談
- 就職相談（特に出身地や学校所在地における就職）
- 経済的困難な生徒からの情報収集　等

2．専門学校生に対する経済的支援

3．支援効果等に係る基礎データ収集
中途退学や就職内定率等のデータ収集　等

※　全ての専門学校から基礎データを収集する。

協力者の指定・支援

報告

私立専門学校

経済的に修学困難な生徒（協力者）

【経済的支援の要件】
・経済的に修学困難（生活保護世帯及びそれに準ずる世帯）
・アンケート等への協力
・職業目標達成に向けた講義等の受講・成果報告

【支援対象の生徒が在籍する専門学校の要件】
- 生徒への学校独自の授業料等減免の実施
- 専門学校が実施する授業料等負担軽減に関する情報の公開
- 質保証・向上に関する取組（学校評価）　等

これまでの実証研究で得られたデータ

①修学支援アドバイザーによる支援

・都道府県に修学支援アドバイザーを配置し、経済的理由により修学困難な学生に対してアドバイス等を実施

【ファイナンシャルプランナー等による講演会及び個人相談会への参加者数（28年度事業内把握数）】
〈講演会〉915人 〈個別相談会〉376人

・国事業の修学支援アドバイザーが実施するセミナー・相談会へ参加した協力者の85%が「役に立った」「どちらかというと役に立った」と回答。

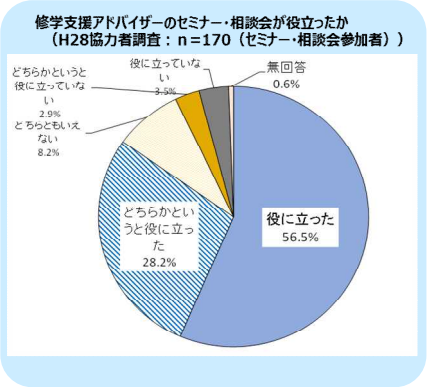

②専門学校への進学

・専門学校入学時に家庭の経済的事情を重視した協力者の8割は、入学決定に当たり、その専門学校に「経済的支援制度」があることを重視

・入学前に授業料減免支援が決定した学生の7割以上は、減免支援の決定が入学に影響したと回答

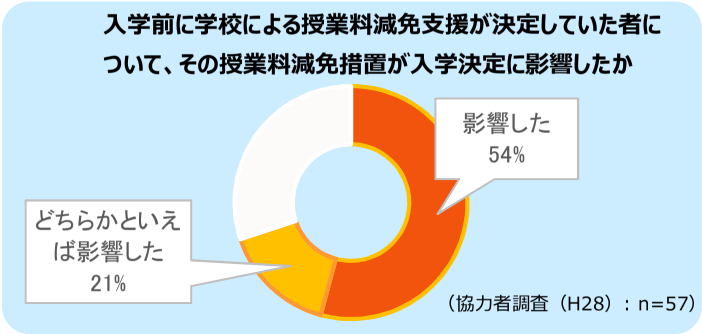

③学校生活・学習環境

・国事業の効果について、経済的負担減のほかに、「勉強の時間を確保できた」と回答した者が3割以上

・協力校では経済的理由による中退者数が減少

【2.3人（26年度）→1.8人（27年度）（協力校1校当たり）】

・協力者の出席率や成績が向上する傾向が見られた

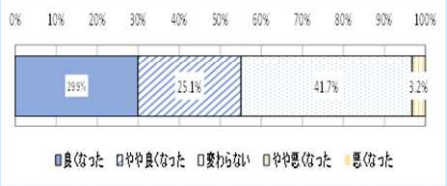

（※協力校が、協力者1人1人の成績について、個別に回答したものであり、nは、協力者数）
（※調査時点（H29.1）で支援金を未受給の学生は分析からは除外）

④職業生活への橋渡し

・協力者は一般の専門学校生に比べて、現在の仕事にやりがいを感じている者の割合が高い傾向

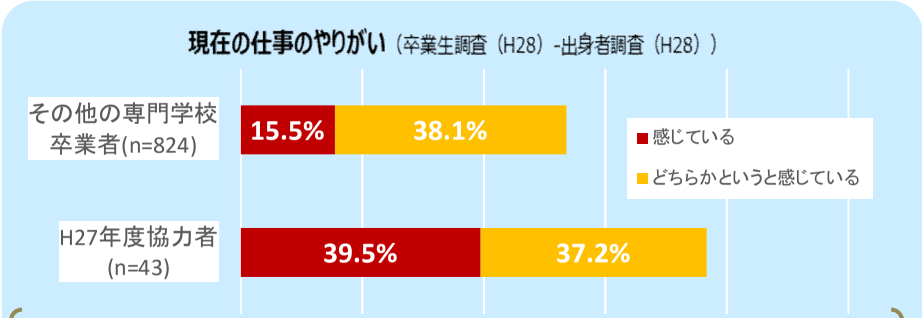

※「その他の専門学校卒業者」は、出身者調査より20歳代の専門学校出身者を抽出。専門学校の分野や職種による差を考慮し、出身者調査についてはウェイトバック集計を行い、協力者の専門学校の分野と同じ構成比になるように調整している。

今後、本格実施される給付型奨学金を含め、専門学校生に対する経済的支援等の複合的な活用を念頭に、より多くのサンプルデータに基づく継続的な検証を実施

専修学校の教育基盤の整備

前年度予算額：５２４百万円
平成３０年度予算額：５２４百万円

◆ 教育基盤（施設・設備）の整備

教育装置の整備 ＜私立学校施設整備費補助金＞

○　教育に必要な機械、器具、その他設備などの整備（※ 施設工事を伴うものに限る。）

- 補助率　：　専門課程１／２　高等課程１／３
- 補助対象事業費の下限額　：
  専門課程　２０００万円
  高等課程　　４００万円

学内LAN装置の整備 ＜私立学校施設整備費補助金＞

○　学内ＬＡＮの構築に要する光ケーブル等の敷設工事

- 補助率　：　専門課程１／２　　高等課程１／３
- 補助対象事業費の下限額　：
  専門課程　５００万円
  高等課程　５００万円

エコキャンパス推進事業 ＜私立学校施設整備費補助金＞

○　太陽光発電、エコ改修など環境に配慮した学校施設の整備

- 補助率　：　専門課程１／２　　高等課程１／３
- 補助対象事業費の下限額　：
  専門課程　１０００万円
  高等課程　１０００万円

情報処理関係設備 ＜私立大学等研究設備整備費等補助金＞

○　情報処理教育に必要な電子計算機、その他の情報処理関係設備の整備

- 補助率　：　専門課程、高等課程とも１／２
- 補助対象事業費の下限額　：
  専門課程　２５０万円（時限）
  高等課程　２５０万円（時限）

注）（時限）：平成30年度予算までの時限措置。

◆ 施設等の耐震化等の推進

学校施設の耐震化工事 ＜私立学校施設整備費補助金＞

○　危険建物（Is値0.7未満）の防災機能強化のための耐震補強工事

・ 補助率 ： 専門課程１／２
高等課程１／３（Is値0.3未満等は１／２）

・ 補助対象事業費の下限額 ：
専門課程 ４００万円（時限）
高等課程 ４００万円

バリアフリー化工事 ＜私立学校施設整備費補助金＞

○　スロープやエレベータの設置など、身体障害者等が利用できる施設環境の整備

・ 補助率 ： 専門課程１／２　高等課程１／３

・ 補助対象事業費の下限額 ：
専門課程 １５０万円（時限）
高等課程 １５０万円（時限）

アスベスト対策工事 ＜私立学校施設整備費補助金＞

○　吹き付けアスベストやアスベストを含む保温材、断熱材等の除去等によるアスベスト対策

・ 補助率 ： 専門課程１／３　高等課程２／９

・ 補助対象事業費の下限額 ：
専門課程　制限なし
高等課程　制限なし

非構造部材の耐震対策工事 防災機能強化事業 ＜私立学校施設整備費補助金＞

○　天井材、照明器具、内・外壁材、書架等の非構造部材の耐震対策

○　備蓄倉庫、自家発電設備の整備等

・ 補助率：専門課程１／２
高等課程１／３（耐震化工事と合わせて行う場合、Is値0.3未満等は１／２）

・ 補助対象事業費の下限額 ：

＜耐震化工事と合わせて行う場合＞※ 耐震化工事費を含めた下限額
専門課程 ４００万円（時限）
高等課程 ４００万円

＜非構造部材の耐震対策工事（※ 100㎡以上の空間に限る。）、備蓄倉庫のみの整備を行う場合＞
専門課程　制限なし（時限）
高等課程　制限なし

＜自家発電設備のみの整備を行う場合＞※ 避難所指定の学校に限る。
専門課程、高等課程とも
２００万円以上５００万円以下

【学校施設の耐震化等工事のための利子助成制度】

○　学校法人、準学校法人立の専修学校、各種学校が、日本私立学校振興・共済事業団から融資を受けて耐震改修事業等を行う際に（※）、法人の支払利息の一部を国が補助することにより、法人の実質負担金利が一般施設費の△０．５％となるよう、利子助成を実施（助成期間は２０年間を予定）。

※　日本私立学校振興・共済事業団から融資を受けるためには、専修学校であれば、授業が年２回を超えない一定の時期に開始され、かつ、その終期が明確に定められていることなど、いくつかの要件が設定されている。

注）（時限）：平成30年度予算までの時限措置。

専修学校関係の施設・設備整備費補助に係る
平成３０年度事業の下限額について

○私立学校施設整備費補助金

（万円）

区　分		専修学校（専門課程）		専修学校（高等課程）	
		29年度	**30年度**	29年度	**30年度**
教育装置	下限額	2,000		400	
ICT活用推進事業（情報通信ネットワーク装置）	下限額	500		500	
バリアフリー推進事業	下限額	150		150	
アスベスト対策事業	下限額		**制限なし**		**制限なし**
学校施設耐震化事業（耐震改修）	下限額	400		400	
防災機能強化事業（非構造部材等）	下限額	制限なし		制限なし	
エコキャンパス推進事業	下限額	1,000		1,000	

○私立大学等研究設備整備費等補助金

（万円）

区　分		専修学校（専門課程）		専修学校（高等課程）	
		29年度	**30年度**	29年度	**30年度**
教育基盤設備	下限額	250		250	

※　予算額を上回る応募があった場合，交付決定（内定）額については，審査後の補助対象経費に補助率を乗じた後，さらに圧縮率を乗じた額となる場合があります。
（申請状況により，補助率が1/2以下になる可能性があります。）

（独）日本学生支援機構　大学等奨学金事業の充実

＜平成３０年度予算＞

意欲と能力のある学生・生徒が、経済的理由により進学を断念することがないよう、安心して学ぶことができる環境を整備することが重要。このため、

①給付型奨学金制度の着実な実施
②無利子奨学金の希望者全員に対する貸与の着実な実施
③所得連動返還型奨学金制度を着実に実施するためのシステム開発等

など、大学等奨学金事業の充実を図る。

①給付型奨学金制度の着実な実施　　基金：105億円（35億円増）

平成29年度に創設・先行実施した制度を着実かつ安定的に実施。

【制度概要】

◇対　　象：非課税世帯で、一定の学力・資質要件（※に示すガイドラインを基に各学校が定める基準）を満たす学生を高校等が推薦

※①各学校の教育目標に照らして十分に満足できる高い学習成績を収めている者
②教科以外の学校活動等で大変優れた成果を収め、各学校の教育目標に照らして概ね満足できる学習成績を収めている者
③社会的養護を必要とする生徒等であって、特定の分野において特に優れた資質能力を有し、又は進学後の学修に意欲等があり、進学後特に優れた学習成績を収める見込みがある者

◇給 付 額：（国公立・自宅）月額２万円、（国公立・自宅外／私立・自宅）月額３万円（私立・自宅外）月額４万円

※国立大学・国立高等専門学校等で授業料減免を受けた場合は減額
※児童養護施設退所者等には別途24万円の入学一時金

◇給付人員：22,800人〔うち新規 20,000人〕（平成29年度：2,800人）

②無利子奨学金の希望者全員に対する貸与の着実な実施

無利子奨学金事業費：3,584億円（82億円増）
〔ほか被災学生等分17億円〕

制度を着実に実施し、貸与基準を満たす希望者全員への貸与を実施。

◇無利子奨学金貸与人員：53万5千人
〔ほか被災学生等分3千人〕

③所得連動返還型奨学金制度を着実に実施するためのシステム開発等

システム開発・改修費：8億円（2億円増）

所得連動返還型奨学金制度を着実に実施するため、システムの開発・改修等を実施。

（参考）無利子奨学金及び有利子奨学金の平成30年度事業の概況

区分		無利子奨学金	有利子奨学金
貸与人員		**53万5千人** 〔新規貸与者分4万4千人増〕 〔他被災学生等分3千人〕	**75万7千人** （5万8千人減）
事業費		**3，584億円**（82億円増） 〔他被災学生等分17億円〕	**6，771億円** （467億円減）
	うち一般会計復興特会等	**政府貸付金** 一般会計：958億円 復興特会：　1億円 **財政融資資金** 32億円	**財政融資資金** 7，043億円
貸与月額		学生が選択 （私立大学自宅通学の場合） 2、3、4、5．4万円	学生が選択 （大学等の場合） 2万円～12万円の1万単位
貸与基準（30年度採用者）	学力	・高校評定平均値 3．5以上（予約採用時）　等 ＜住民税非課税世帯の学生等＞ ・成績基準を実質的に撤廃	①平均以上の成績 ②特定の分野において特に優秀な能力を有する ③学修意欲がある
	家計	家計基準は家族構成等による（子供1人～3人世帯の場合）	
		一定年収（700～1,290万円）以下	一定年収（870～1,670万円）以下
返還期間		卒業後20年以内 ＜所得連動返還を選択した場合＞ ・卒業後の所得に応じて変動	卒業後20年以内 （元利均等返還）
返還利率		**無　利　子**	上限3%（在学中は無利子）
			（平成30年3月貸与終了者）
			利率見直し **0．01%**　／　利率固定 **0．27%**

大学等奨学金事業の充実

給付型奨学金制度の本格実施

✓ 経済的な理由で進学を断念せざるを得ない生徒の進学を後押し

✓ 特に経済的に厳しい者（私立自宅外生，児童養護施設退所者等）を対象に29年度に先行実施した制度を30年度から本格的に実施。

※ 進学後の学業状況を毎年度確認し、学生の努力を促す仕組みを導入

※ (独)日本学生支援機構に基金を造成して制度を安定的に運用

＜平成30年度給付型奨学金の概要＞

対象	大学、短期大学、高専(4･5年)、専門学校の学生・生徒 （高校3年次に予約採用）
給付基準	【学力・資質】 各高校等が定める基準に基づき推薦 （成績基準の目安等はガイドライン※を作成） ※以下のいずれかの要件を満たす者から推薦 ①十分に満足できる高い学習成績を収めている ②教科以外の学校活動等で大変優れた成果、教科の学習で概ね満足できる成績を収めている ③社会的養護を必要とする生徒等で、進学後の学修に意欲等があり、進学後 特に優れた学習成績を収める見込みがある 【家計】 ・住民税非課税世帯
給付月額	①国公立（自宅） 2万円 ②国公立（自宅外） 3万円 ③私 立（自宅） 3万円 ④私 立（自宅外） 4万円 ※児童養護施設退所者等には入学金相当額(24万円)を別途給付 ※国立で授業料減免を受けた場合は減額

無利子奨学金制度の充実

✓非課税世帯学生について、29年度から成績基準を実質的に撤廃

給付対象者以外の進学者も、無利子奨学金の貸与対象に（約2万人）

✓貸与基準を満たしているにもかかわらず、貸与を受けられなかった者（残存適格者）を29年度から解消

予算上の制約から貸与できなかった者が約2．4万人(H28年度)

✓卒業後の所得に応じた返還月額を設定できる所得連動返還型制度を29年度から導入 最低返還額は2千円から

予算額・対象規模

＜平成30年度所要額（給付型奨学金）＞

区分	給付人員	所 要 額
給付型	22,800人	87億円 （30年度は基金として105億円を措置）

※ 本格実施後（学年進行完成後）の予算規模（予定） 約220億円

＜対象規模（一学年あたり）＞

給付型奨学金	無利子奨学金
進学者 2万人【新規】※	進学者 15.0万人 （平成29年度15.1万人）

※ 給付型の対象規模は非課税世帯の奨学金受給者4．5万人の半数程度

【給付型奨学金の学校推薦枠の割り振り方法】
各高校等に1人を割り振った上で、残りの枠の数を各高校等の**非課税世帯の奨学金貸与者数を基に配分**

「奨学金」を活用した大学生等の地方定着の促進

【事業イメージ】

連　携

地元産業界
一般の寄付等

内閣府
地方創生応援税制（企業版ふるさと納税）の活用も可能

道府県等

総務省
道府県等の基金への出捐額に特別交付税措置

出捐

出捐

「〇〇県人口減少対策・就職支援基金」

【標準的な基金規模※】
年間支援対象者　：100人
1人あたりの奨学金（貸付）額：400万円
⇒　基金規模：４億円

①対象学生を推薦

文科省
独立行政法人
日本学生
支援機構

④要件を満たす者に対して奨学金返還の全部又は一部を負担

③奨学金返還

②奨学金貸与

無利子の優先枠（地方創生枠）
1都道府県あたり各年度上限100名

を設定

大学生等

対象者の要件

・当該特定分野の学位や資格の取得
・「地方経済の牽引役となる産業分野」や「戦略的に振興する産業分野」に係る地元企業に就職　など

※ 地方公共団体と地元産業界が合意して設定

地方大学等への進学、地元企業への就職や、都市部の大学等から地方企業への就職を促進

※既に基金を造成している都道府県の事例を参考に算出したもの。
実際の事業執行にあたっては、各地方公共団体が設定。

高校生等への修学支援

平成30年度予算額　3,866億円
（平成29年度予算額　3,833億円）

高等学校等就学支援金等

平成30年度予算額　3,708億円（平成29年度予算額　3,668億円 ）

高等学校等に在籍する生徒に対して、授業料に充てるため、高等学校等就学支援金を支給（学校設置者が代理受領）することにより、教育費負担軽減を図る。

◆ 対象となる学校種は、国公私立の高等学校、中等教育学校（後期課程）、特別支援学校（高等部）、高等専門学校（1～3年生）、専修学校高等課程、専修学校一般課程及び各種学校のうち国家資格者養成課程（中学校卒業者を入所資格とするもの）を置くもの、各種学校のうち告示指定を受けた外国人学校、海上技術学校。

◆ 受給資格要件として所得制限を設け、年収約910万円（市町村民税所得割額　304,200円）以上の世帯の生徒については、就学支援金を支給しないこととしている。

◆ 私立高校等に通う低所得世帯の生徒については、授業料負担が大きいため、所得に応じて就学支援金を1．5～2．5倍した額を上限として支給する。

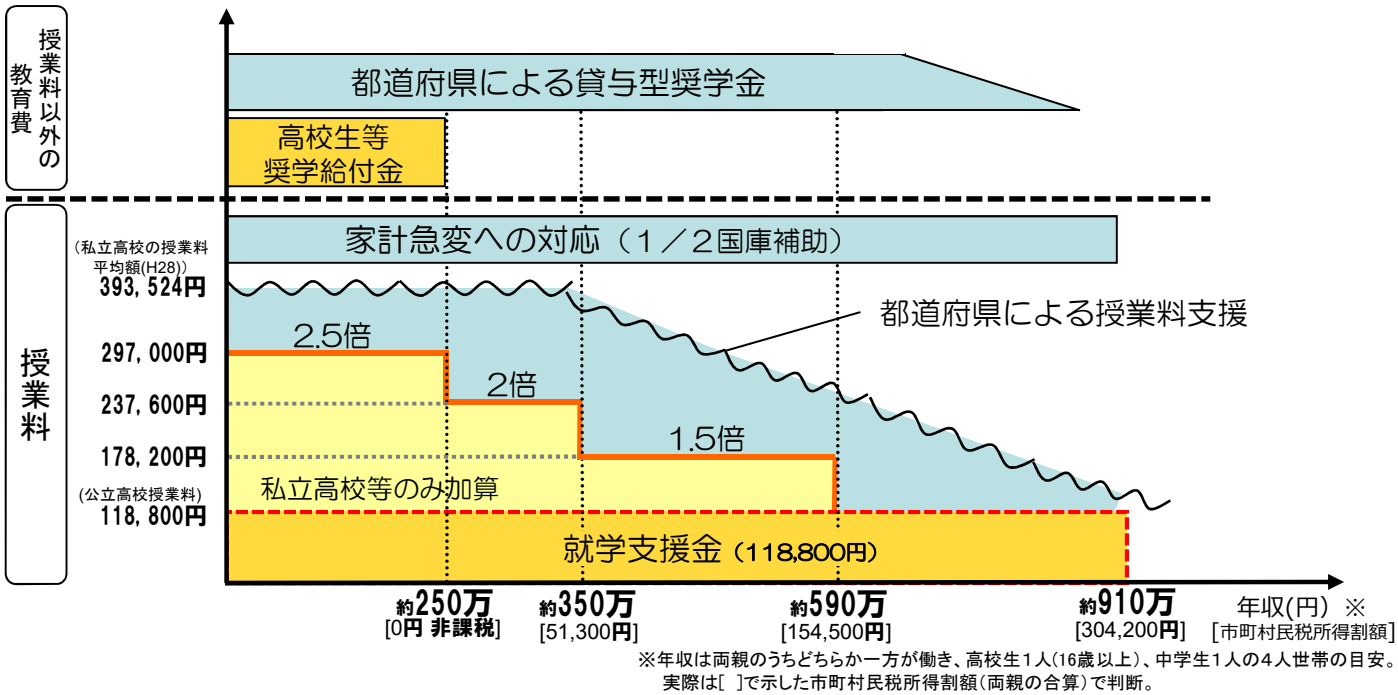

※年収は両親のうちどちらか一方が働き、高校生1人(16歳以上)、中学生1人の4人世帯の目安。
実際は[ ]で示した市町村民税所得割額(両親の合算)で判断。

高校生等奨学給付金

平成30年度予算額　133億円（平成29年度予算額　136億円）

全ての意志ある生徒が安心して教育を受けられるよう、低所得世帯の授業料以外の教育費負担を軽減するため、各都道府県が実施する高校生等奨学給付金事業を支援（1／3国庫補助）。

※授業料以外の教育費とは、**教科書費、教材費、学用品費、通学用品費、教科外活動費、生徒会費、PTA会費、入学学用品等**

○　給付額（第1子単価）の増額

◆生活保護受給世帯 【全日制等・通信制】	国公立： 32,300円 ／ 私立： 52,600円	
◆非課税世帯【全日制等】（第1子単価）	国公立： 75,800円 → 80,800円（+5,000円）	
	私立 ： 84,000円 → 89,000円（+5,000円）	
◆非課税世帯【全日制等】（第2子単価）	国公立： 129,700円 ／ 私立： 138,000円	
◆非課税世帯【通信制】	国公立： 36,500円 ／ 私立： 38,100円	

その他の高校生等への支援等

平成30年度予算額　22億円（平成29年度予算額　24億円）

- 高校中退者の学び直し支援や保護者の失職等による家計急変世帯の生徒への支援、海外の日本人高校生への支援等。

平成30年度予算額　3億円（平成29年度予算額　4億円）

- マイナンバーに対応した事務処理システムの開発等。

私立専修学校高等課程の授業料減免への特別交付税措置

平成25年度より、都道府県が私立専修学校高等課程の授業料減免補助に要した経費の一部に対して、特別交付税を措置
⇒　平成29年度現在、30の都道府県において私立専修学校高等課程への授業料減免を実施

○都道府県における補助状況

都道府県		27年度	28年度	29年度	都道府県		27年度	28年度	29年度	都道府県		27年度	28年度	29年度
1	北海道	○	○	○	17	石川県	×	×	×	33	岡山県	×	×	×
2	青森県	○	○	○	18	福井県	○	○	○	34	広島県	○	○	○
3	岩手県	×	×	×	19	山梨県	×	×	×	35	山口県	×	○	○
4	宮城県	×	×	×	20	長野県	○	○	○	36	徳島県	○	○	○
5	秋田県	×	×	×	21	岐阜県	○	○	○	37	香川県	×	×	×
6	山形県	○	○	○	22	静岡県	×	×	×	38	愛媛県	×	×	×
7	福島県	○	○	○	23	愛知県	○	○	○	39	高知県	○	○	○
8	茨城県	○	○	○	24	三重県	○	○	○	40	福岡県	×	×	○
9	栃木県	×	×	×	25	滋賀県	×	×	×	41	佐賀県	○	○	○
10	群馬県	○	○	○	26	京都府	○	○	○	42	長崎県	×	×	×
11	埼玉県	○	○	○	27	大阪府	○	○	○	43	熊本県	○	○	○
12	千葉県	○	○	○	28	兵庫県	○	○	○	44	大分県	×	×	×
13	東京都	○	○	○	29	奈良県	○	○	○	45	宮崎県	×	×	×
14	神奈川県	○	○	○	30	和歌山県	×	×	×	46	鹿児島県	×	×	×
15	新潟県	○	○	○	31	鳥取県	○	○	○	47	沖縄県	○	○	○
16	富山県	×	×	×	32	島根県	○	○	○	計		28	29	30

出典：全国専修学校各種学校総連合会「専修学校各種学校都道府県別助成状況」（平成27～29年度）

経済財政運営と改革の基本方針2018

（平成30年6月15日閣議決定）抜粋①

第２章　力強い経済成長の実現に向けた重点的な取組

１．人づくり革命の実現と拡大

（１）人材への投資

②高等教育の無償化

高等教育の無償化の具体的措置については、次のとおりとする。

（無償化の対象範囲）

第一に、住民税非課税世帯（年収270 万円未満）の子供たちに対する授業料の減免措置については、国立大学の場合はその授業料を免除し、公立大学の場合は、国立大学の授業料を上限として対応を図る。また、私立大学の場合は、国立大学の授業料に加え、私立大学の平均授業料と国立大学の授業料の差額の２分の１を加算した額までの対応を図る。１年生に対しては、入学金について、国立大学の場合は免除し、公立大学の場合は国立大学の入学金を上限とした措置とする。私立大学の場合は私立大学の入学金の平均額を上限とした措置とする。短期大学、高等専門学校、専門学校は、大学に準じて措置する。

第二に、給付型奨学金については、住民税非課税世帯の子供たちを対象に、学生が学業に専念するため、学生生活を送るのに必要な生活費を賄えるよう措置を講じることとする。他の学生との公平性の観点を踏まえ、社会通念上妥当なものとすることとし、具体的には、日本学生支援機構「平成24年度、26年度、28年度学生生活調査」の経費区分に従い、修学費、課外活動費、通学費、食費（自宅外生に限って自宅生分を超える額を措置。）、住居・光熱費（自宅外生に限る。）、保健衛生費、通信費を含むその他日常費、授業料以外の学校納付金（私立学校生に限る。）を計上、娯楽・嗜好費を除く。あわせて、大学、短期大学、高等専門学校、専門学校（以下「大学等」という。）の受験料を計上する。なお、高等専門学校については、寮生が多く学生生活費の実態に他の学校種と乖離があるため、その実態に応じた額を措置する。

全体として支援の崖・谷間が生じないよう、住民税非課税世帯に準ずる世帯の子供たちについても、住民税非課税世帯の子供たちに対する支援措置に準じた支援を段階的に行う。具体的には、年収300万円未満の世帯については住民税非課税世帯の子供たちに対する授業料減免及び給付型奨学金の３分の２、年収300万円から年収380万円未満の世帯については３分の１の額の支援を行い、給付額の段差をなだらかにする。

在学中に学生の家計が急変した場合については、急変後の所得に基づき、支援対象者の要件を満たすかどうかを判定し、支援措置の対象とする。

（支援対象者の要件）

支援対象者については、大学等への進学前の段階における支援の決定に当たり、高等学校在学時の成績だけで否定的な判断をせず、レポートの提出や面談により本人の学習意欲を確認する。他方、大学等への進学後については、その学習状況を毎年確認し、１年間に取得が必要な単位数の６割以下の単位数しか取得していないときやＧＰＡ（平均成績）等を用いた客観的指標により成績が下位４分の１に属するときは、当該学生に対して大学等から警告を行い、警告を連続で受けたとき、退学処分・停学処分等を受けたときは、支給を打ち切る。ただし、成績が下位４分の１に属するときに警告を連続で受ける場合においても、斟酌すべきやむを得ない事情がある場合の特例について検討を行う。

なお、手続を経て休学する場合には、いったん休止した支援を復学の際に再開することができるようにする。

経済財政運営と改革の基本方針2018

（平成30年6月15日閣議決定）抜粋②

（支援措置の対象となる大学等の要件）

支援措置の対象となる大学等は、急速に変わりゆく社会で活躍できる人材を育成するため、それぞれの特色や強み、社会のニーズ、産業界のニーズも踏まえ、学問追究と実践的教育のバランスが取れている大学等とする。具体的には、次のとおりとする。

・実務経験のある教員（フルタイム勤務ではない者を含む。）が卒業に必要な単位数の１割以上の単位に係る授業科目を担当するものとして配置され、学生がそれらを履修できる環境が整っていること（学問分野の特性等により、この要件を満たすことができないと大学等が判断する場合については、大学等においてその理由や今後の実践的教育の取組を説明しなければならない。）
・理事に産業界等の外部人材を複数任命していること
・授業計画（シラバス）の作成や評価の客観的指標を設定し、適正な成績管理を実施・公表していること
・法令に則り、財務情報と教育活動（定員充足、進学・就職の状況）に係る情報を含む経営情報を開示し、多くの国民が知ることができるようホームページ等により一般公開していること。専門学校については、外部者が参画した学校評価の結果も経営情報の一環として開示していること

（中間所得層に対する支援）

こうした低所得世帯に限定した支援措置、大学改革や教育研究の質の向上と併せて、中間所得層における大学等へのアクセスの機会均等について検討を継続する。

経済財政運営と改革の基本方針2018

（平成30年6月15日閣議決定）抜粋③

第２章　力強い経済成長の実現に向けた重点的な取組

１．人づくり革命の実現と拡大

（１）人材への投資

③大学改革

（高等専門学校、専門学校等における実践的な職業教育の推進）

高等専門学校教育の高度化を進めるとともに、大学・**専門学校における専門教育プログラムの開発**、専門職大学の開設により、**実践的な職業教育を進める。**

第２章　力強い経済成長の実現に向けた重点的な取組

１．人づくり革命の実現と拡大

（１）人材への投資

④リカレント教育

（教育訓練給付の拡充）

専門実践教育訓練給付（７割助成）について、第４次産業革命スキル習得講座の拡充や専門職大学課程の追加など、対象講座を大幅に拡大する。

また、一般教育訓練給付については、対象を拡大するとともに、ＩＴスキルなどキャリアアップ効果の高い講座を対象に、給付率を２割から４割へ倍増する。特に、文部科学大臣が認定した講座については、社会人が通いやすいように講座の最低時間を120時間から60時間に緩和する。あわせて、受講者の大幅な増加のための対策を検討する。

様々な学校で得た単位を積み上げて卒業資格として認める仕組み（単位累積加算制度）の活用を積極的に進める。

（産学連携によるリカレント教育）

新規かつ実践的で雇用対策として効果的で必要性の高いリカレント教育のプログラムの開発を集中的に支援する。

○ 先行分野におけるプログラム開発

大学・専門学校・民間教育訓練機関に委託し、産学連携により、20 程度の分野（ＡＩ、センサー、ロボット、ＩｏＴを活用したものづくり、経営管理、農業技術、看護、保育、企業インターンシップを取り入れた女性の復職支援等）において先行的にプログラムを開発し、逐次全国展開する。

（後略）

○ 在職者向け教育訓練の拡充

（前略）

また、国（ポリテクセンター）及び都道府県（職業能力開発校）において実施している在職者向けの教育訓練について、大学・**専門学校等の民間教育訓練機関への委託を進める**。最新技術の知識・技能の習得・向上に関するものを対象に、教育訓練期間を２日から５日程度のコースだけでなく、企業ニーズに応じコースを拡大する。

未来投資戦略2018（平成30年6月15日閣議決定）抜粋①

第１　基本的視座と重点施策

２．第４次産業革命技術がもたらす変化／新たな展開：「Society 5.0」

（5）「人材」が変わる

（前略）**「人生100年時代」にふさわしい多様なリカレント教育**と、デジタル技術を活用した個別化学習、遠隔教育などを通じ、AI時代に対応できる能力を身につけることにより、老若男女を問わず、あらゆる人々に、やりがいや、よりキャリアアップした仕事を選択するチャンスが与えられる。

４．経済構造革新への基盤づくり

（1）データ駆動型社会の共通インフラの整備

②AI時代に対応した人材育成と最適活用

AI時代には、高い数理能力でAI・データを理解し、使いこなす力に加えて、課題設定・解決力や異質なものを組み合わせる力などのAIで代替しにくい能力で価値創造を行う人材が求められることに鑑み、教育改革と産業界等の人材活用の面での改革を進めるとともに、**「人生100年時代」に対応したリカレント教育を大幅に拡充**する。

第２　具体的施策

Ⅱ．経済構造革新への基盤づくり

[1]データ駆動型社会の共通インフラの整備

２．AI時代に対応した人材育成と最適活用

２－１．AI時代に求められる人材の育成・活用

（１）KPIの主な進捗状況

《KPI》大学・専門学校等での社会人受講者数を2022年度までに100万人とする。
⇒2015年：約49万人

（２）政策課題と施策の目標

（前略）また、リカレント教育や優秀な人材の処遇の改善を促し、産業界等の人材活用を質・量の両面で拡大する。

（３）新たに講ずべき具体的施策

ｉ）大学等におけるAI人材供給の拡大

・産学連携によるAI 専門人材の育成や各分野の専門人材に対するデータサイエンス教育などのAI 分野の専門人材育成拠点における取組の展開・普及により、大学等におけるAI専門人材の育成機能を強化する。

ⅳ）官民コンソーシアム等による産学連携教育の具体化

・課題解決型学習やインターンシップ等の実践的な産学連携教育のノウハウ等の共有等により、教育界と産業界が連携した実践的な教育を横断的に機能させるため、**産業界と大学、高等専門学校、専修学校の代表などを構成員とする官民コンソーシアムにおける取組を夏までに本格的に稼働**させる。

・官民コンソーシアム等では、産業界におけるAI・IT分野の人材ニーズを共有し、**大学等におけるAI人材の育成に係る取組の充実を図る**。また、企業等における処遇等につながるポイントや事例等についても共有し、AI・IT 分野についての学生や従業員の学びを促進する。

・産学連携教育に対する企業の協力を引き出し、大学と企業とのマッチングを行うシステムの構築など、産学連携した教育の仕組み等については、**官民コンソーシアムの議論を踏まえて、大学協議体や専修学校の人材育成協議会において検討し、具体化**する。

未来投資戦略2018（平成30年6月15日閣議決定）抜粋②

第２　具体的施策

Ⅱ．経済構造革新への基盤づくり

[1]データ駆動型社会の共通インフラの整備

２．AI時代に対応した人材育成と最適活用

２－１．AI時代に求められる人材の育成・活用

（３）新たに講ずべき具体的施策

ｖ）大学等におけるリカレント教育等を活用したAI 人材等の裾野拡大

・大学や**専修学校等における社会人向け短期教育プログラム**や放送大学、MOOCs 等を活用したオンライン講座などの**リカレント教育を大幅に拡充する**とともに、リカレントセンター等の設置や教育能力も含め質の高い実務家教員の確保、専門職大学院と産業界との連携構築など、大学等でリカレント教育を行う体制を整備する。

・**専門実践教育訓練給付について**、専門職大学等の課程を対象とするとともに、大学の「職業実践力育成プログラム」や**専修学校の「職業実践専門課程」**、AI・IT 分野等の「第四次産業革命スキル習得講座認定制度」等**と連携し**、AI 時代に求められる能力等を身につけさせるために**対象講座の拡大を図る**。

２－２．人材の最適活用に向けた労働市場改革

（３）新たに講ずべき具体的施策

ⅲ）主体的なキャリア形成を支える労働市場のインフラ整備

②主体的なキャリア形成の支援

・出産・育児等でキャリアを中断した女性の職場復帰、非正規雇用からのキャリアアップ、高等学校等の卒業後に就職した者の大学や**専修学校等での学び直しなど**、ライフステージに応じたキャリアアップを**公的職業訓練や教育訓練給付により支援する**。

２－３．外国人材の活躍促進

（３）新たに講ずべき具体的施策

ｉ）高度外国人材の受入れ促進

①外国人留学生等の国内就職促進のための政府横断的な取組

・大学・企業・自治体等の連携の下、外国人留学生と中堅・中小企業双方の事情に精通する専門家の活用等を通じ、地域の中堅・中小企業のニーズを踏まえた専門教育や、ビジネス日本語・キャリア教育等日本企業への就職に際し求められるスキルを在学中から習得させるとともに、インターンシップ、マッチング事業等を通じて国内企業への就職につなげる仕組みを作る。（後略）

第３期教育振興基本計画（平成30年6月15日閣議決定）
第２部　今後５年間の教育政策の目標と施策群　抜粋①

１．夢と志を持ち、可能性に挑戦するために必要となる力を育成する

目標（５）社会的・職業的自立に向けた能力・態度の育成

○　**各学校段階における産業界とも連携したキャリア教育・職業教育の推進**

・　（前略）専修学校においては、**企業等と密接に連携した「職業実践専門課程」を中心に、専修学校全体の質保証・向上を推進するとともに、組織的・自立的な教育活動展開のための産学官連携の体制づくりのための取組を進める**。

○　**高等教育機関における実践的な職業教育の推進**

・　理論にも裏付けられた高度な実践力を強みとして、専門業務を牽引することができ、かつ、変化に対応しつつ、新たなモノやサービスを創り出すことができる専門職業人の養成を図るよう、新たな高等教育機関である専門職大学及び専門職短期大学並びに大学・短期大学の専門職学科について、平成31（2019）年度からの制度施行に向け、必要な準備を進める。

・　大学や**専門学校等における産業界と連携した実践的な教育を進めるため**、「職業実践力育成プログラム」や**「職業実践専門課程」の認定制度の活用を促進する**。

２．社会の持続的な発展を牽引するための多様な力を育成する

目標（７）グローバルに活躍する人材の育成

○　**外国人留学生の受入れ環境の整備**

・　優秀な外国人留学生を確保し、内なる国際化を推進するため、大学や**専修学校**等における、国際通用性の高い教育組織・環境の整備、日本語指導の充実などの推進を図る。関係府省庁連携の下、渡日から帰国後まで一貫した日本留学サポートを実現できるよう、日本への留学を希望する外国人への情報発信や、奨学金等の経済的支援、外国人留学生に対する企業と連携した就職支援等を行い、**戦略的な外国人留学生の確保を推進する**。

目標（９）スポーツ・文化等多様な分野の人材の育成

○　**我が国の多様な成長分野の発展を担う専門人材の育成**

・　大学、**専門学校等において、観光、農業、食、デザイン、ファッション、ヘルスケア、IT・コンテンツなど、我が国の多様な分野の発展を牽引する専門人材の育成に向け、関係府省や産業界と連携して、実践的な教育プログラムの開発等に取り組む**。

３．生涯学び、活躍できる環境を整える

目標（10）人生100年時代を見据えた生涯学習の推進

○　**女性活躍推進のためのリカレント教育の強化**

・女性が、結婚や出産等の様々な人生の節目も踏まえつつ、個性と能力を十分に発揮できるよう、**大学等におけるリカレント教育や各種の認定教育プログラム等を活用した能力開発**など、学びを通じた主体的なキャリア形成を推進し、復職や再就職、起業等を円滑に成し遂げられる社会を実現する。併せて、産業界への働きかけ等を通じて、学びを通じたキャリア形成を促進する機運を醸成する。

第３期教育振興基本計画（平成30年6月15日閣議決定）
第２部　今後５年間の教育政策の目標と施策群　抜粋②

３．生涯学び、活躍できる環境を整える

目標（12）職業に必要な知識やスキルを生涯を通じて身に付けるための社会人の学び直しの推進

（参考指標）
・大学・専門学校等での社会人受講者数を100万人にする

○　**教育機関における産業界と連携した実践的な教育カリキュラムの編成・実施**

・　大学や**専門学校等における産業界と連携した実践的な教育を進めるため**、「職業実践力育成プログラム」や**「職業実践専門課程」の認定制度の活用を促進するとともに、社会人等が自らの知識や経験を還元して学びあうなど、社会人のニーズにこたえる教育プログラムの開発・実証を推進する**。

○　**社会人が働きながら学べる学習環境の整備**

・　放送大学において放送授業等に加えてオンライン授業の充実を図るとともに、放送大学を学び直しの機会を提供する先導的役割を果たす高等教育機関として位置付け、そのノウハウや技術を生かした、他大学・大学院、企業、行政等との連携によるプログラムの提供や各大学・大学院のプログラム開発への協力を促進する。

・　長期履修学生制度や履修証明制度の活用促進、複数の教育機関による単位の累積による学位授与の拡大に向けた検討や、大学・大学院や**専門学校における社会人等向け短期プログラムの大臣認定制度の創設を行うとともに、通信講座やe-ラーニングの積極的活用等による学び直し講座の開設等を促進することにより、時間的制約の多い社会人でも学びやすい環境を整備する**。

・　学ぶ意欲を持つ社会人が、社会人向けの教育プログラムの開設状況や学びの支援制度、検定や資格等に関する情報に、効率的にアクセスすることができるよう、関係機関の情報発信の質の向上を図る。

○　**経済的な支援の実施**

・　学び直しの支援のための奨学金制度の弾力的運用を実施するとともに、教育訓練給付なども含め、関係府省が連携して経済的な支援制度の利用促進を図る。

○　**労働者の学びに関する企業側の理解促進**

・　関係府省が連携し、社会人学生の就職支援の強化、企業や業界における職業能力の評価、教育訓練休暇制度等の導入や、大学や専門学校等におけるプログラムの活用に対する働きかけ、働き方改革の着実な実施を通じ、学んだ成果の活用や仕事への接続を推進する。

第３期教育振興基本計画（平成30年6月15日閣議決定）
第２部　今後５年間の教育政策の目標と施策群　抜粋③

４．誰もが社会の担い手となるための学びのセーフティネットを構築する

目標（14）家庭の経済状況や地理的条件への対応

○　**教育へのアクセスの向上、教育費負担の軽減に向けた経済的支援**

・子供たちの誰もが、家庭の経済事情にかかわらず、未来に希望を持ち、それぞれの夢に向かって頑張ることができるよう、教育費の負担軽減を図る。

幼児教育に係る教育費について、３歳から５歳までの全ての子供たちの幼稚園、保育所、認定こども園の費用を無償化する。消費税率引き上げの時期との関係で増収額に合わせて、平成31（2019）年４月から一部をスタートし、平成32（2020）年４月から全面的に実施する。

義務教育に係る教育費について、国公立学校の授業料や国公私立学校の教科書が無償とされていることに加え、経済的困難を抱える家庭に対して就学援助を引き続き実施し、適切な教育機会の確保を図る。また、私立小中学校等に通う児童生徒への支援に関する調査研究を進める。後期中等教育段階に係る教育費について、高等学校等の授業料を高等学校等就学支援金により支援するとともに、低所得世帯の授業料以外の教育費について、高校生等奨学給付金による負担軽減を図る。年収590万円未満世帯を対象とした私立高等学校授業料の実質無償化（現行の高等学校等就学支援金の拡充）については、消費税使途変更による、現行制度・予算の見直しにより活用が可能となる財源をまず確保する。その上で、消費税使途変更後の平成32（2020）年度までに、現行制度の平年度化等に伴い確保される財源など、引き続き、政府全体として安定的な財源を確保しつつ、家庭の経済状況にかかわらず、幅広く教育を受けられるようにする観点から、年収590万円未満世帯を対象とした私立高等学校授業料の実質無償化を実現する。

高等教育段階に係る教育費について、貸与基準を満たす希望者全員への無利子奨学金の貸与に加え、真に必要な子供たちに限って平成32（2020）年４月から高等教育の無償化を実現するため、授業料の減免措置の拡充と併せ、給付型奨学金の支給額を大幅に増やす。また、大学改革や教育研究の質の向上と併せて、HECS82等諸外国の事例も参考としつつ、中間所得層におけるアクセスの機会均等について検討する。

専修学校におけるキャリア形成促進プログラム認定制度の概要（案）

平成２９年３月「これからの専修学校教育の振興のあり方について」（報告）

- これからの専修学校教育の振興のあり方検討会議　（文部科学省）－

【社会人受入れ】
④社会人学び直し促進の具体的展開
○ 専門学校による社会人等向け短期プログラムについて、現在の「職業実践専門課程」のように文部科学大臣が認定する仕組みを構築することはその大きな後押しとなるところであり、働き方改革を実現する上でも、制度の創設は重要である。また、新たな仕組みにより認定された講座の専門実践教育訓練給付の対象化についても、併せて検討が求められる。

平成３０年６月 第３期教育振興基本計画（閣議決定）

第2部 今後5年間の教育政策の目標と施策群

３．生涯学び、活躍できる環境を整える
目標（12）職業に必要な知識やスキルを生涯を通じて身に付けるための社会人の学び直しの推進

○ 社会人が働きながら学べる学習環境の整備
・ 長期履修学生制度や履修証明制度の活用促進、複数の教育機関による単位の累積による学位授与の拡大に向けた検討や、大学・大学院や専門学校における社会人等向け短期プログラムの大臣認定制度の創設を行うとともに、通信講座やe-ラーニングの積極的活用等による学び直し講座の開設等を促進することにより、時間的制約の多い社会人でも学びやすい環境を整備する。

認定要件等

文部科学大臣
↑ 推薦　　↓ 認定
都道府県知事等
↑ 申請
専門学校

社会人の
学びやすい
教育環境

【認定要件】
○ 修業年限が**2年未満**（専門課程又は履修証明プログラム）
○ **対象とする職業の種類及び修得可能な能力**を具体的かつ明確に**設定し、公表**
○ 対象とする職業に必要な**実務に関する知識、技術及び技能を修得できる教育課程**
○ 企業等と連携体制を確保して、**教育課程を編成**
○ **企業等と連携する授業等**（以下の４種類）が**総授業時数の５割以上**

①企業等と協定書や講師契約を締結して実習・演習
②双方向型の授業
③実務家教員等による授業
④実地での研修

○ 企業等と連携して、**教員に対する実務に関する研修**を組織的に実施
○ 試験等による**受講者の成績評価**を実施
○ 企業等と連携して、**学校関係者評価と情報公開**を実施
○ **社会人が受講しやすい工夫**の整備（時間、時期、場所等）

社会人の職業に必要な能力の向上及びキャリア形成を図る機会の拡大

「専門学校による社会人向けプログラム（仮称）」のイメージ

認定制度創設のねらい

職業実践専門課程（2年制以上の正規課程）

企業等との組織的な連携により、最新の実務の知識等が習得できる実践的なカリキュラム

専門学校が有する実践的な職業教育の機能を社会人の学び直しに資する多様なプログラムの充実に活用

新たな大臣認定制度（短期のプログラム）

受講者（社会人）の学習歴 業務経験 ＋

プログラム受講生の**これまでの学習歴・業務経験等を基盤とした上で、必要なエッセンスを短期集中で効率的に習得できるよう抽出**したカリキュラム

○社会のニーズに即応した専門的職業人材
○地域の中核的職業人材

社会人経験を有する受講者には、上記の人材としてのスキルが身に付き、結果として正社員への転換等のキャリアアップが期待できる。

認定要件の特徴

教育課程編成委員会

専攻分野に関する企業等との連携体制を確保して、授業科目の開設その他の教育課程の編成を行う会議を年に2回以上開催。

業界の最新の動向等をカリキュラムに反映する仕組み

学校関係者評価委員会

企業等の役員又は職員が参画する会議において、学校関係者評価を実施し評価結果を公表。

企業等の視点を取り入れたプログラムの効果検証

一定以上の実践的授業

企業等と連携して行う授業、インターンシップ、その他の実践的な方法による授業がカリキュラム全体の5割以上を占める。

座学にとどまらない実践性を重視したカリキュラムの展開

教員研修

企業等と連携して、教員に対し、専攻分野における実務に関する研修を組織的に実施。

業界の最新の動向等に教員が対応できるようインプット

「専門学校による社会人向けプログラム（仮称）」のイメージ

介護人材アドバンスレベルプログラム【附帯事業】

1 プログラム概要

○介護サービス全般におけるケアの質を組織的に向上させるため、離職防止対策や、新人職員への指導などに関する専門的な知識・技術を活用し、日々の業務改善や課題解決、現場職員の育成・管理を主導する**介護専門職（介護現場の中間管理職）の育成を目標とするプログラム**。
○一定の業務経験を前提とした授業や、実務を想定した**ケースメソッド（事例研究）**等を組み合わせたカリキュラムで構成。
○**全学習時間200時間（通信教育72時間、スクーリング52時間、ケースメソッド（事例研究）76時間。**

2 企業連携の取組内容

○**介護業界における複数の法人や企業の協力を得て、プログラムの開発チームを構成。**介護業界の中間管理職が直面する職務上の課題やその課題の解決事例を整理し、プログラムや教材に反映。
○すでに連携実績のある**企業や法人とのネットワークを活用し、実習の受入れ先確保や就職支援等を実施。**

3 主な対象者

○**業務従事経験3～5年以上**で**中間管理職へのキャリアアップ**を目指す介護職員・ケアマネジャー。
○**現場の中間管理職から施設長クラス**の介護職員・ケアマネジャー。
○介護職場に、**中間管理職として再就職を目指す他業種からの転職希望者。**

4 カリキュラム内容

○全200時間中、離職防止、新人職員受け入れ、チームワークづくりなど、**人事管理・サービス管理技法の学び**が80時間。
ICTやAIを活用した介護の負担軽減、利用者の利便性向上につながる介護機器の効果的活用など、**より専門的・実践的な内容の修得を目指す介護系科目**が120時間。
○知識習得は通信教育とし、スクーリングでは知識を深めるための実習・演習やケースメソッド（事例研究）を重視。

5 受講の効果・成果

○**介護施設における中間管理職は慢性的に人材不足**の状態にあり、中間管理職としての職務遂行ができる人材は**介護現場における期待が高い。**
○修了生は上級介護職・現場責任者として職務遂行ができる知識、スキル、コンピテンシーを身につけた人材として**介護現場から高い評価。**
○中間管理職や、施設長への登用により、待遇の改善と同時に、より一層やりがいのある仕事を任されるといった修了生の事例がある。

「専門学校による社会人向けプログラム（仮称）」のイメージ

映画VFX専攻科【1年制】

1 プログラム概要

○VFX（ビジュアルエフェクツ）・CGに関する知識とスキルを**1年間で集中的に学び**、豊かな発想力のある**映像技術者等の育成を目標としたプログラム。**
○ソフトウェアのオペレーションだけでなく、特撮技術とVFXを融合させた**撮影実習**を行い、**映像作品を完成させるまでの一連の課程を経験できるカリキュラム**で構成。
○**定員３０名**の**夜間（平日全日18：10～21：30）コース**。期間は**１年**。全授業時間は**９００時間**。

2 企業連携の取組内容

○**都内有名ポストプロダクション（映像撮影等の編集・加工を担う）会社の協力によるインターンシップ制度**により、在学中にプロの現場を経験し、実際の仕事の流れや現場の雰囲気を体感できる機会を提供。
○**日本のVFXを牽引する映像制作プロダクション会社が、カリキュラム編成時よりアドバイザーとして参画。**企業ニーズに則した実践的なカリキュラムを構築している。また、同プロダクションはVFX作品の**全制作工程を経験できる実習**を担当。

3 主な対象者

○クリエイティブ業界への就職を目指す大学・短大・専門学校卒業者等。
○スキルや経験を身に付けより専門的な職種に就きたいと考えている**「学び直し」社会人。**
○ポストプロダクション等に勤務しているクリエイターや技術者で、より**高度なスキルを身に付けてキャリアアップを目指す者。**

4 カリキュラム内容

○企業と連携した**演習・実習やインターンシップ等がカリキュラムの約9割**を占める。
○**「就職講座」**では、業界企業が今日求めていることやセルフプロモーションを追求した指導を実施。
○独自の動画教材を使用して、自宅学習で基本を習得の上、授業では応用力を養う**反転授業**を実施。
○JPPA、CGエンジニアといった本分野で代表的な民間資格の取得を目指す。

5 受講の効果・成果

○**VFX・CGは、今やあらゆる映像制作者にとって必要なスキルになりつつあり**、映画やテレビ番組だけでなく、**CMやWEB動画等、活躍する場も拡大している一方、専門人材の供給が追い付いておらず、卒業生の就職は事実上保証されている状況。**
○前身の同種プログラムについては、**非正規雇用者だった社会人や離転職中の受講者の多くが、卒業後にポストプロダクションの「コンポジター」、「CGデザイナー」等の職位の正社員として雇用されており、類似分野の専門課程に比べてもその後の離職率は低い。**

「専門学校による社会人向け短期プログラム」認定要件留意点（案）

（１）修業年限が２年未満の正規課程又は特別の課程（履修証明プログラム）であること。

・社会人以外が受講する場合であっても認定対象として排除するものではない。
・国や県からの委託を受けて開設している訓練プログラムは認定対象として含まない。
・単なる資格・試験の受験対策を目的とするプログラム、一般教養的な知識を得ることを目的とするプログラムは認定対象として含まない。
・既に開設され、修了者の実績のあるプログラムを対象とする。

※履修証明プログラム（学校教育法第１０５条）：各大学等（大学、大学院、短期大学、高等専門学校、専門学校）において、社会人等を対象に、大学等の教育研究資源を活かし体系的に編成された、総時間数１２０時間以上の特別の課程。修了者には、各大学等により、学校教育法の規定に基づくプログラムであること及びその名称等を示した履修証明書を交付。

（２） 専攻分野に関する企業等との連携体制を確保して、授業科目の開設その他の教育課程の編成を行っていること。

・申請するプログラムに対応した教育課程編成委員会を設けることが原則となるが、同じ専攻分野の学科が職業実践専門課程の認定を受けている場合に、既設の教育課程編成委員会を活用し、当該プログラムの編成を行うことも可能とする。（その場合であっても、①企業等委員については、申請するプログラムに対応する人数の確保が必要であり、②申請するプログラムについての議論が職業実践専門課程の議論と独立したものとして扱われていることが確認できることが必要。）
・教育課程編成委員会は推薦時点までに２回以上の開催実績が必要であるが、今年度に限り、推薦時点までに２回の開催が出来ていない場合であっても、年度内に２回の開催予定が確認できれば推薦可とする。

（４）　対象とする職業に関する企業等と連携して行う授業、インターンシップその他の実践的な方法による授業が、別に定めるところにより、申請する課程全体の総授業時数の一定割合以上を占めていること。

・別に定めるところについては、職業実践専門課程、ＢＰの例を参考に作成。
（「別に定める」事項の例とイメージ）
・一定割合として５割を目安とする。
・企業等と連携して行う授業については、企業等と締結した協定書等・講師契約書等を提出するものとする。

（５）　企業等と連携して、教員に対し、専攻分野における実務に関する研修を組織的に行っていること。

・推薦年度前年度における研修の実績、推薦年度における計画が確認できる資料を提出するものとするが、今年度に限り、推薦年度における計画が確認できれば推薦可とする。
・申請するプログラムに対応した教員研修が原則であるが、同じ専攻分野の学科が職業実践専門課程の認定を受けている場合、職業実践専門課程における教員研修と連携して実施することも可能とする。

（７）　学校関係者評価を行い、その結果を公表していること。
（８）　学校関係者評価を行うに当たっては、当該専修学校専門課程の関係者として企業等の役員又は職員を参画させていること。

・学校関係者評価委員会は、必ずしも申請するプログラムごとに置く必要はなく、学校として、複数の学科、プログラムに共通する学校関係者評価委員会を置くことも可能。
・学校関係者評価では、社会人向け短期プログラムに関する項目を設け、学校関係者評価委員会において申請するプログラムの効果検証を行うものとする。

専門学校における職業教育の充実

「職業実践専門課程」の文部科学大臣認定制度

平成23年1月　中央教育審議会「今後の学校におけるキャリア教育・職業教育の在り方について」答申

○　職業教育を通じて、自立した職業人を育成し、社会・職業へ円滑に移行させること、また、学生・生徒の多様な職業教育ニーズや様々な職業・業種の人材需要にこたえていくことが求められており、このような職業教育の重要性を踏まえた高等教育を展開していくことが必要。
○　高等教育における職業教育を充実させるための方策の一つとして、職業実践的な教育のための新たな枠組みを整備。
⇒　新たな学校種の制度を創設するという方策とともに、既存の高等教育機関において新たな枠組みの趣旨をいかしていく方策も検討。

平成25年7月　「専修学校の質保証・向上に関する調査研究協力者会議」報告

「新たな枠組み」の趣旨を専修学校の専門課程においていかしていく先導的試行として、企業等との密接な連携により、最新の実務の知識等を身につけられるよう教育課程を編成し、より実践的な職業教育の質の確保に組織的に取り組む専門課程を文部科学大臣が「職業実践専門課程」として認定する。
⇒平成25年8月　　「専修学校の専門課程における職業実践専門課程の認定に関する規程(文部科学省告示第133号)」を公布・施行
⇒平成26年3月31日　「職業実践専門課程」を文部科学大臣が認定し、官報で告示。 4月から認定された学科がスタート

平成29年3月　これからの専修学校教育の振興のあり方について（報告）

職業実践専門課程は、**教育の高度化と改革を目指す専門学校の取組の枠組**として位置づける。

認定要件等

文部科学大臣
↑ 推薦
都道府県知事等
↑ 申請
専門学校
↓ 認定

－認 定 要 件－

企業等との「組織的連携」　取組の「見える化」

○　修業年限が2年以上
○　企業等と連携体制を確保して、授業科目等の教育課程を編成
○　企業等と連携して、演習・実習等を実施
○　総授業時数が1700時間以上または総単位数が62単位以上
○　企業等と連携して、教員に対し、実務に関する研修を組織的に実施
○　企業等と連携して、学校関係者評価と情報公開を実施

「職業実践専門課程」の認定状況

職業実践専門課程の認定学科数は、全専門学校（修業年限2年以上）の約40%。

No.	都道府県	認定学校数	認定学科数
1	北海道	62	161
2	青森県	5	10
3	岩手県	11	33
4	宮城県	24	121
5	秋田県	1	5
6	山形県	4	9
7	福島県	10	53
8	茨城県	15	34
9	栃木県	14	34
10	群馬県	27	55
11	埼玉県	28	57
12	千葉県	27	49
13	東京都	127	475
14	神奈川県	47	102
15	新潟県	33	147
16	富山県	2	8
17	石川県	12	28
18	福井県	6	19
19	山梨県	3	4
20	長野県	20	43
21	岐阜県	7	11
22	静岡県	37	90
23	愛知県	51	187
24	三重県	5	7

No.	都道府県	認定学校数	認定学科数
25	滋賀県	―	―
26	京都府	23	62
27	大阪府	96	350
28	兵庫県	21	64
29	奈良県	4	8
30	和歌山県	3	9
31	鳥取県	2	4
32	島根県	7	16
33	岡山県	13	52
34	広島県	22	57
35	山口県	12	31
36	徳島県	7	18
37	香川県	10	32
38	愛媛県	12	41
39	高知県	7	24
40	福岡県	64	201
41	佐賀県	2	3
42	長崎県	7	14
43	熊本県	15	44
44	大分県	14	19
45	宮崎県	10	24
46	鹿児島県	6	22
47	沖縄県	19	48
合計		954	2,885

（平成30年2月27日現在）

平成30年2月27日現在

【認定状況】

	学校数	学科数
H25年度	472	1,373
H26年度	295	677
H27年度	272	501
H28年度	150	240
H29年度	94	152
合計	954(33.8%)	2,885(38.9%)

なお、全学科数（8,849学科）に占める割合は、32.6%である。（平成29年度学校基本統計による）
※合計欄の学校数・学科数は、過年度に認定された学科を有する学校が別学科を申請していること、認定取消等により、単純合計となっていない。
※取消件数：2校8学科(H26.8.29), 1校1学科(H27.2.17), 3校3学科(H28.2.19)(うち2校2学科は課程廃止による),
6校6学科(H29.2.24)(うち5校5学科は課程廃止による),22校34学科(H30.2.27)(うち17校29学科は課程廃止による)

【分野の別】

分野	工業	農業	医療	衛生	教育・社会福祉	商業実務	服飾・家政	文化・教養	計
合計	638	13	536	271	254	533	110	530	2,885

文部科学大臣認定

職業実践専門課程認定証明書

専修学校における学校評価・情報公開の状況

（H25（上段）→H29（下段）調査結果）

学校評価

自己評価
【各学校の教職員が自らの学校の状況について行う評価】

《実施》
66.7%
→81.7%

《公表》
22.2%
→59.3%

学校関係者評価
【学校が選任する学校関係者により自己評価の結果等を評価】

《実施》
24.9%
→51.0%

《公表》
8.1%
→42.2%

情報公開

情報公開
【学校の教育活動その他の学校運営の状況に関する情報の積極提供】

《実施》
19.7%
→66.0%

※ 平成25年5月1日、平成29年5月1日現在の数値

※ 出典：私立高等学校等実態調査

法令上の義務

職業実践専門課程の認定要件

H29実態調査

ホームページの情報公開

■ ホームページで提供している情報のうち、主として学校運営に関わるものについては、職業実践専門課程の認定学科はより積極的に公開。

■ 評価結果を踏まえた改善方策については、認定学科でも半数程度。

図表 ホームページで提供している情報（認定有無別）

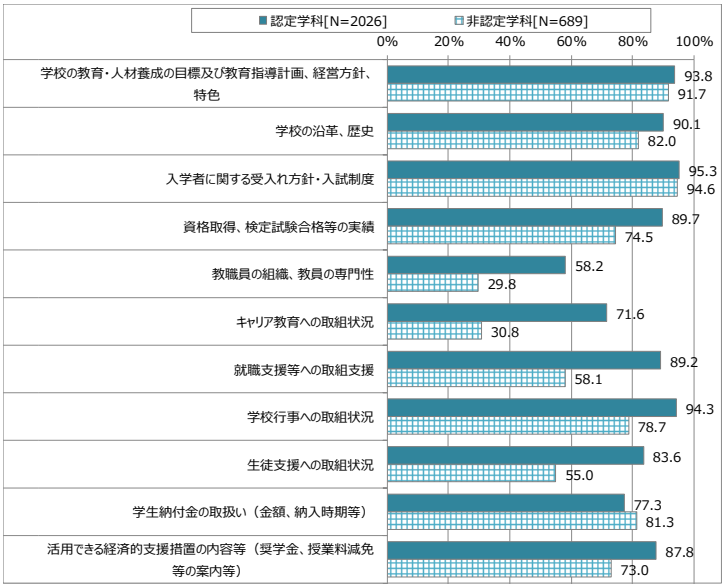

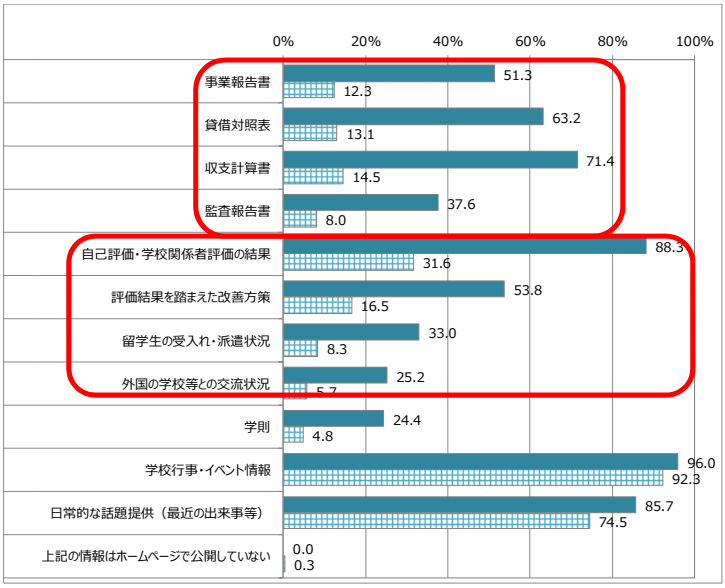

※文部科学省平成29年度委託事業「『職業実践専門課程』の実態等に関する調査研究」より

専修学校における学校評価実践の手引き
（平成２７年３月）

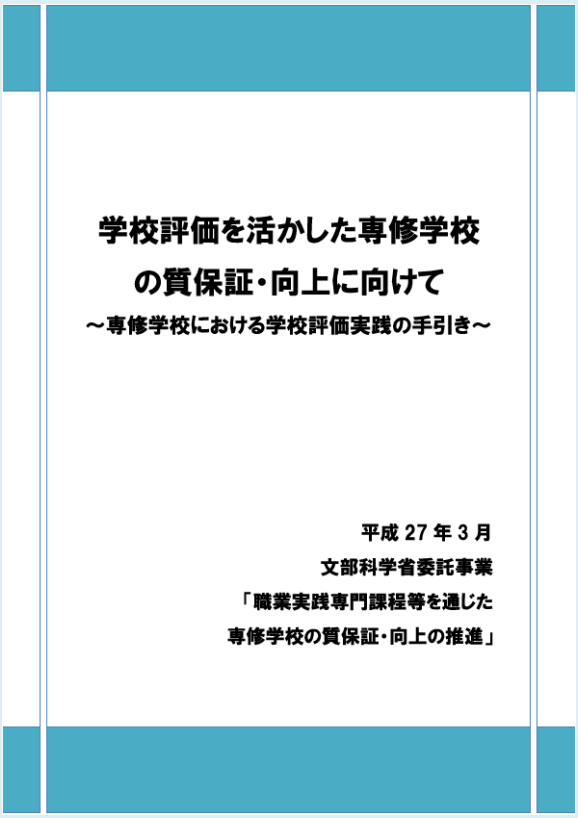

専修学校における情報公開実践の手引き
（平成２９年３月）

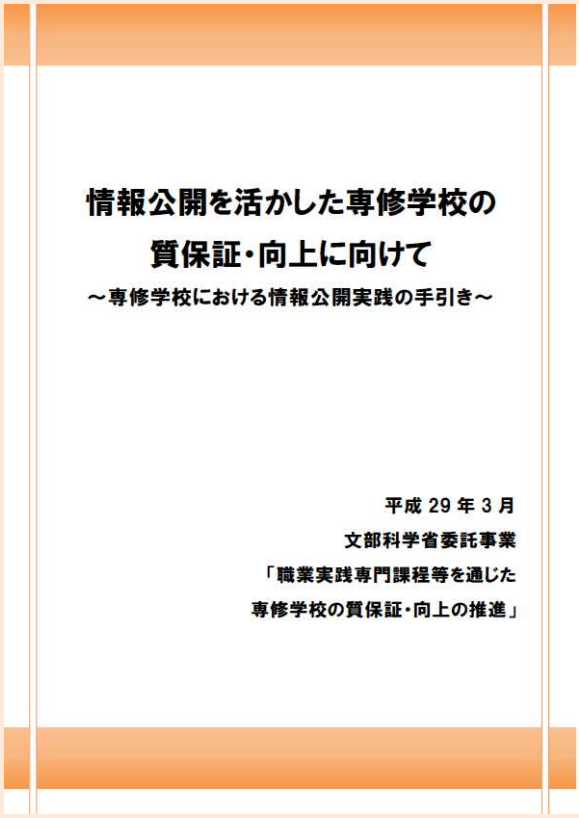

○ 文部科学省HPで公開しています。
「専修学校における学校評価・情報公開について」
http://www.mext.go.jp/a_menu/shougai/senshuu/1332632.htm

H29実態調査

認定学科ﾌｫﾛｰｱｯﾌﾟと情報公開様式の改訂

■ 初年度である平成25年度認定学科フォローアップ（平成29年度実施）の未認知は一定数いるものの、基本情報改訂（情報公開様式：別紙様式４）への対応は概ねできている。

図表　平成25年度の認定学科フォローアップ実施の認知

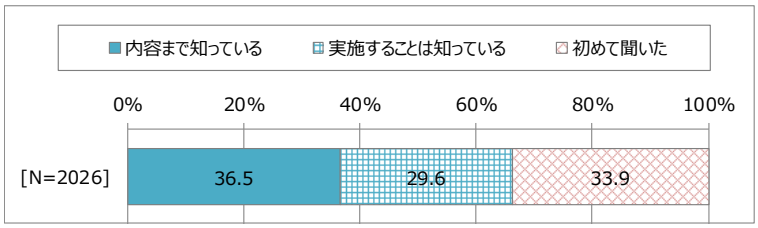

図表　職業実践専門課程の基本情報改訂の認知

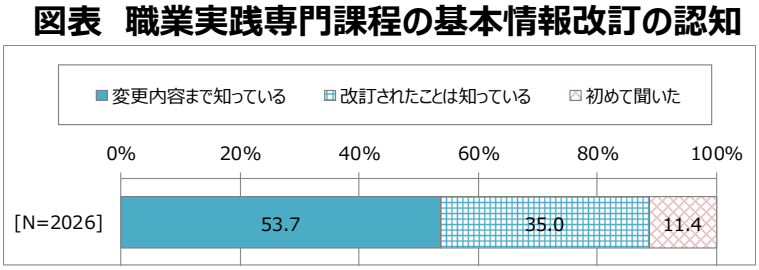

図表　職業実践専門課程の基本情報改訂を踏まえた公開方法

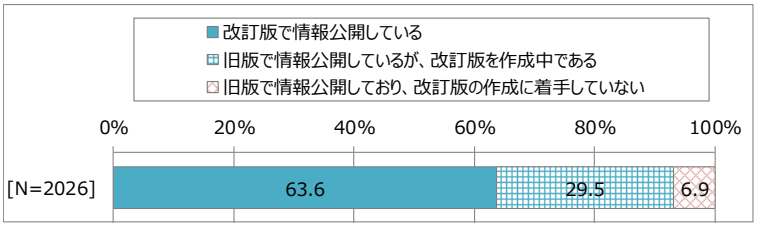

図表　職業実践専門課程の基本情報の公開方法

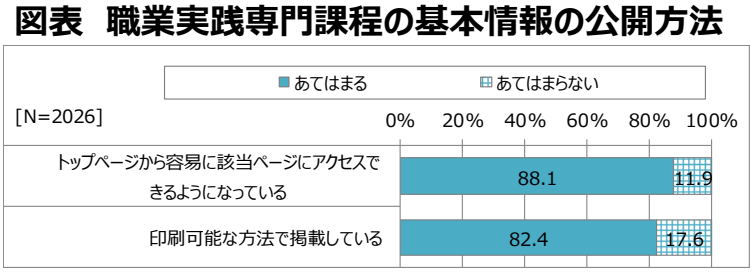

※文部科学省平成29年度委託事業「『職業実践専門課程』の実態等に関する調査研究」より

職業実践専門課程に係るフォローアップ審査（平成２５年度認定学科分）の概要

審査概況（該当件数：約１，４００学科）

「専修学校の専門課程における職業実践専門課程の認定に関する規程」に関する実施要項（抜粋）
５　手続
（７）　都道府県知事等は、告示された専修学校専門課程が引き続き上記３の要件に適合していることについて、告示された専修学校専門課程が告示後３年を経過する毎に、別紙様式４により１１月３０日までに文部科学大臣宛届出願います。

・平成２９年	８月　７日	各都道府県に対し既認定学科別紙様式４提出を依頼
	１１月３０日	文部科学省への別紙様式４提出期限
・平成３０年	２月上旬～３月下旬	各都道府県へ指摘事項を発出（１回目）
	６月中旬	各都道府県へ指摘事項発出開始（２回目）

審査後の対応方針

別紙様式４記載内容に認定要件に関わる不備が見られる場合、具体的な改善策を講じたことの分かる別紙様式４改訂版、改善策実施を証明する資料（教育課程編成委員会開催議事録、教員研修実績等）を１１月３０日（金）までに文部科学省に提出。

フォローアップ審査において指摘又は確認を行った主な事例

① 教育課程編成委員会の企業等委員の不足
→　同じ専攻分野であって、複数の認定学科で共同して教育課程編成委員会を置く場合に、実務に関する知識、技術、技能について知見を有する企業や関係施設の役職員について、認定学科数に対応した人数が確保できていない。

② ２種類の教員研修の一本化
→　専攻分野における実務に関する知識、技術、技能を修得・向上するための研修と、授業及び生徒に対する指導力等の修得・向上するための研修の両方を行うことが認定要件となっているが、同じ研修を記載していたため、研修の内容について追加で確認を行った。

職業実践専門課程の状況

■取組内容の実質化を進めることにより、更なる質の向上が期待

【認定学科】 認定を受けようと考えた理由（複数選択）

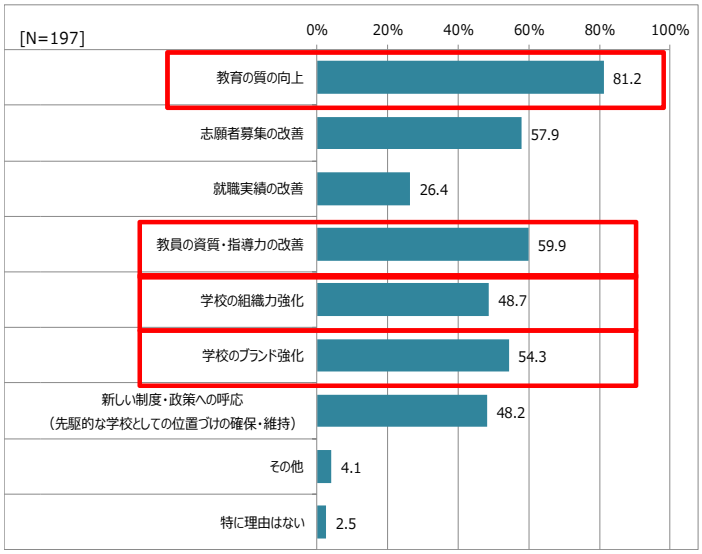

【非認定学科】 認定を受けていない理由（複数選択）

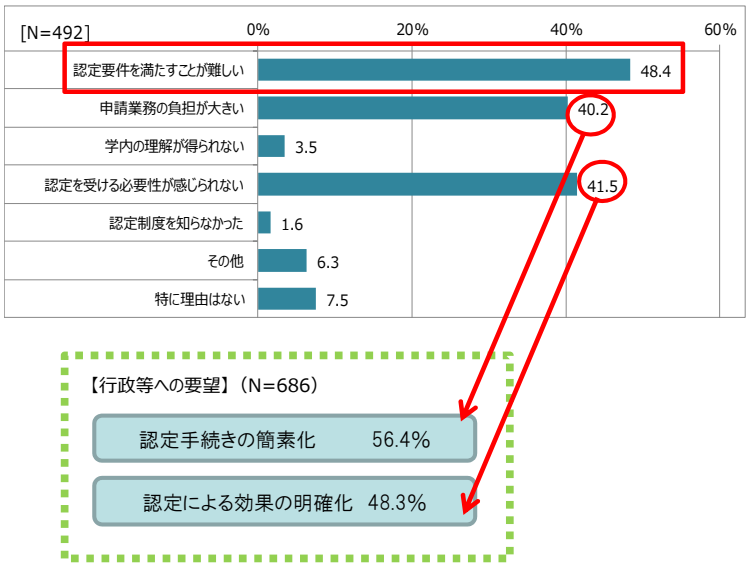

手続と認定を受ける意味づけは、業務負担と必要性に対応関係■

※文部科学省平成29年度委託事業「『職業実践専門課程』の実態等に関する調査研究」より

H29実態調査

教育課程編成１　教育課程に関する取組

■　教育課程に関する取組では、職業実践専門課程の認定学科の有無にかかわらず取り組まれているが、**認定学科のほうが取り組んでいると回答する割合が多い**傾向。

図表　教育課程に関する取組状況（認定有無別）

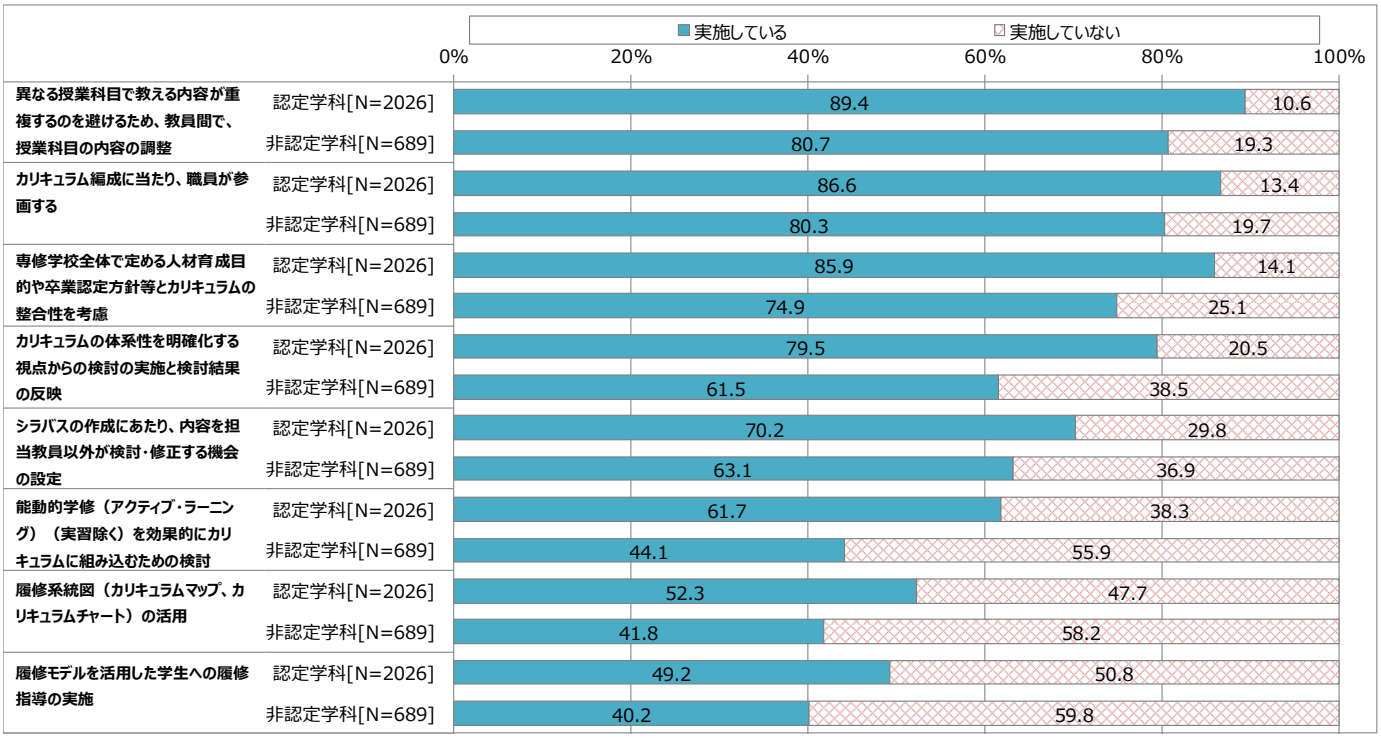

※文部科学省平成29年度委託事業「『職業実践専門課程』の実態等に関する調査研究」より

H29実態調査

教育課程編成２　教育課程編成委員会

■ 教育課程編成委員会自体のマネジメントは概ね良好。

図表　教育課程編成委員会の運営状況

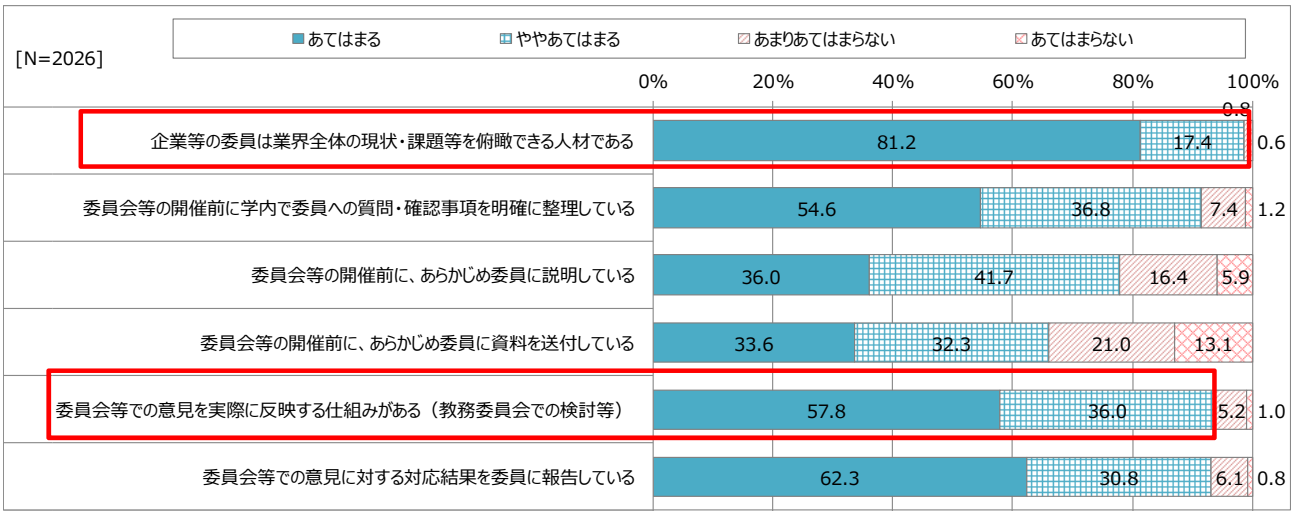

※文部科学省平成29年度委託事業「『職業実践専門課程』の実態等に関する調査研究」より

H29実態調査

教育課程編成３　委員会運営の改善例①

■ 教育課程編成委員会の討議結果を検討・遂行する専任の体制や、**教育課程に関する学校関係者評価の結果を審議事項とする**ことも重要。

図表　教育課程編成委員会の実施体制

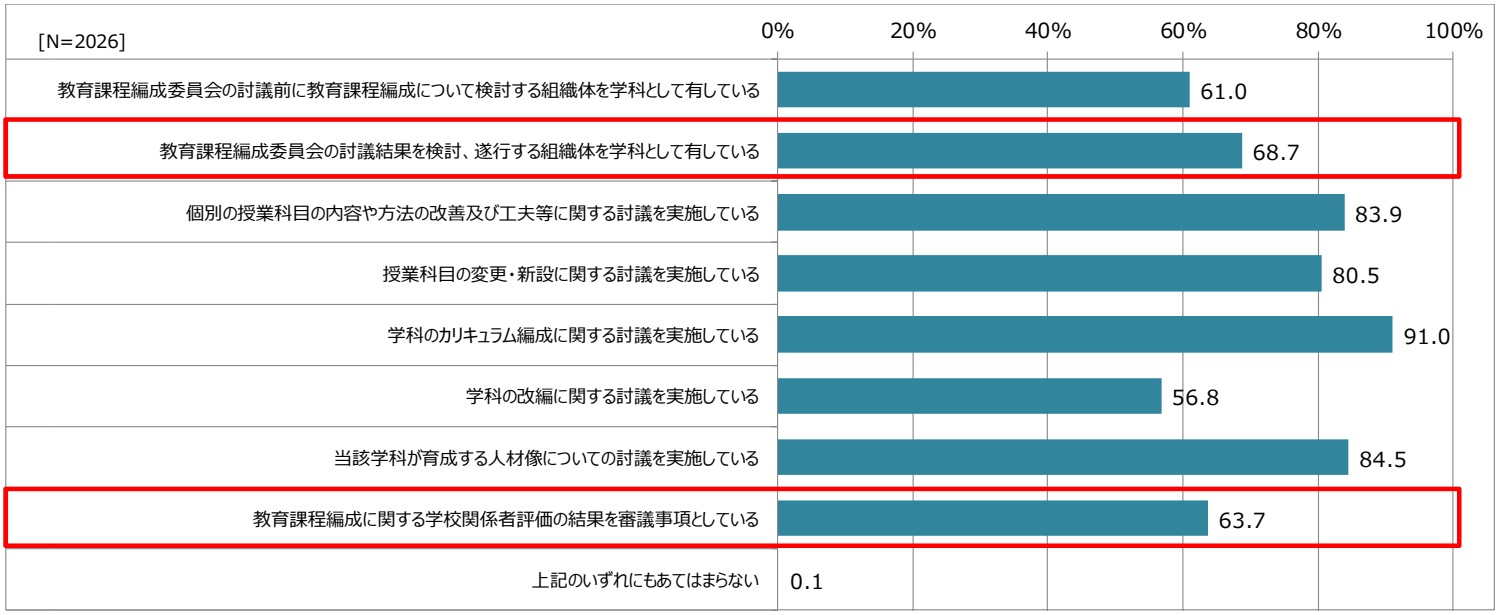

※文部科学省平成29年度委託事業「『職業実践専門課程』の実態等に関する調査研究」より

H29実態調査

教育課程編成４　委員会運営の改善例②

■ **教育課程編成委員会における検討結果をどのように反映したかや、その成果を含めて学校関係者評価委員会で審議し**、検証することも重要。

図表　教育課程編成委員会の検討内容のカリキュラムへの反映状況やその成果

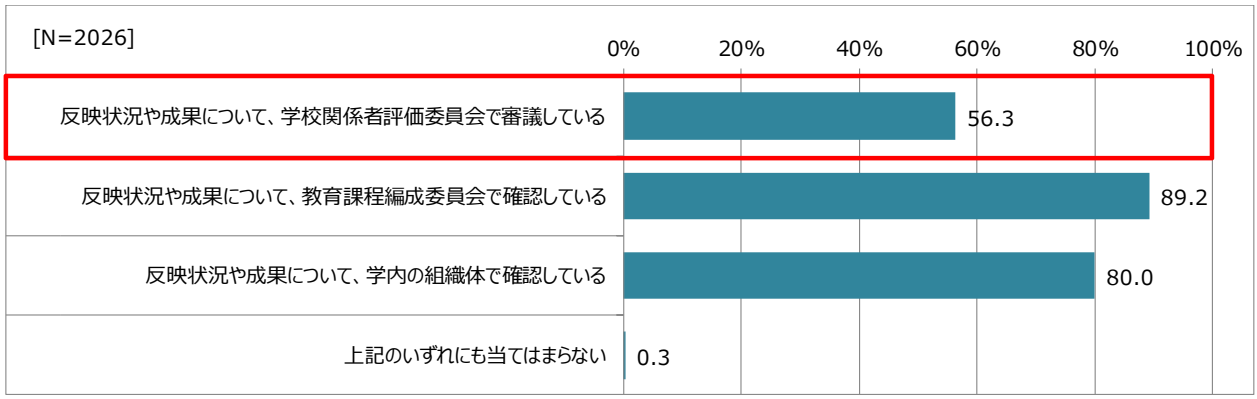

※文部科学省平成29年度委託事業「『職業実践専門課程』の実態等に関する調査研究」より

H29実態調査

学校評価１　学校関係者評価の改善例①

■ 学校関係者評価の充実を図るため、**委員会等の開始前の資料の事前送付**、**教育課程編成委員会との連携**が重要。

図表　学校関係者評価の実施体制

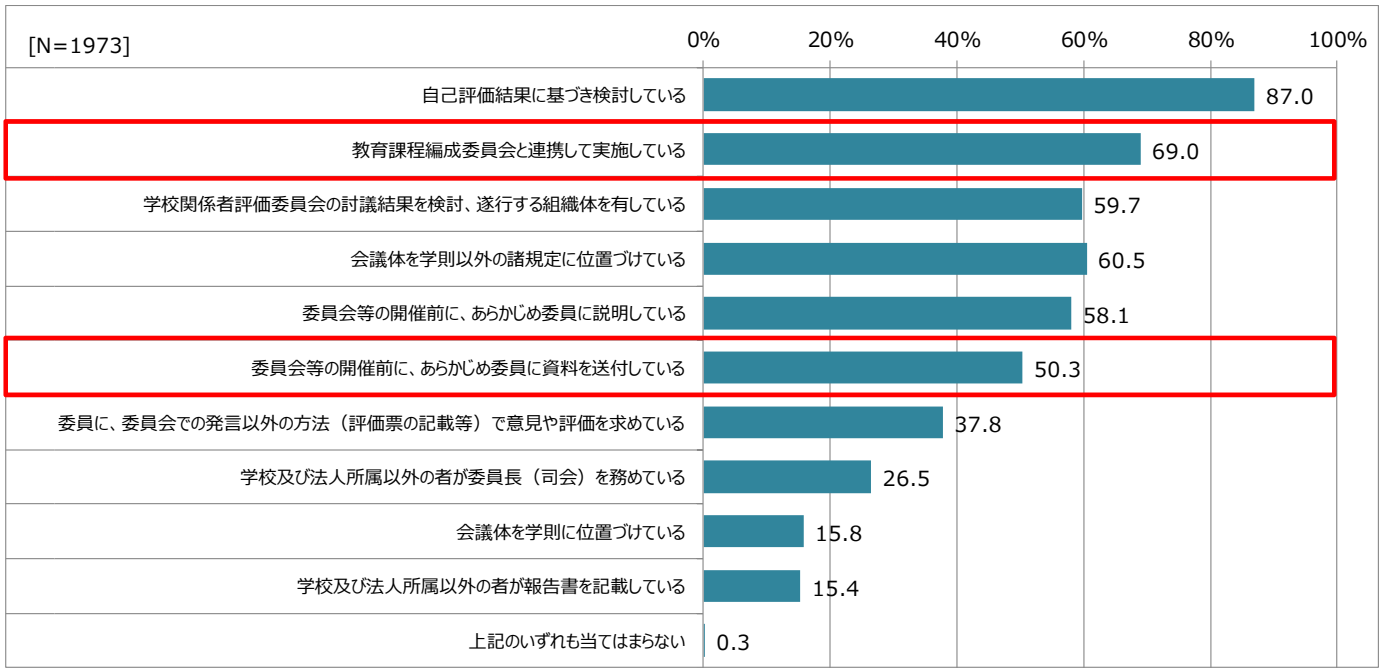

※文部科学省平成29年度委託事業「『職業実践専門課程』の実態等に関する調査研究」より

H29実態調査

学校評価２　学校関係者評価の改善例②

■　教育方法・教育評価、学習成果等のほか、**教育課程編成委員会での審議状況等も含めて議論**することも重要。

図表　学校関係者評価で議論時間が多かったもの

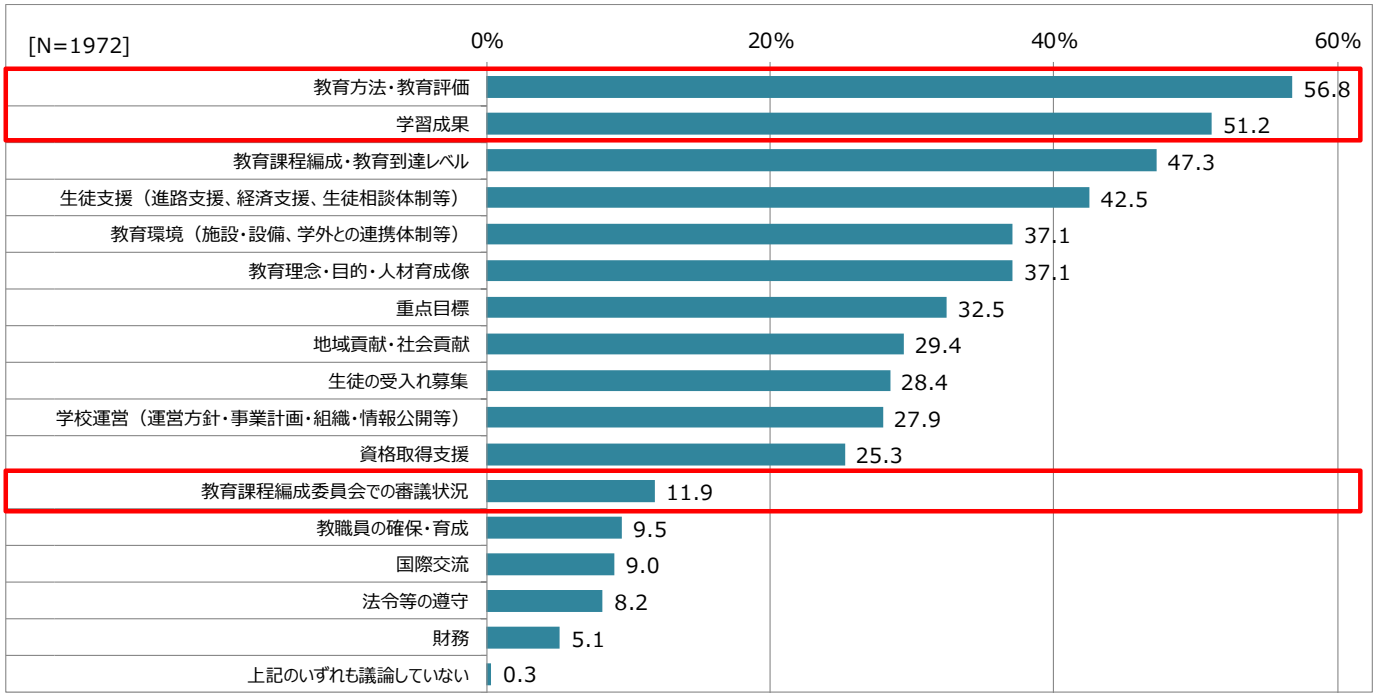

※文部科学省平成29年度委託事業「『職業実践専門課程』の実態等に関する調査研究」より

H29実態調査

能力開発１　教職員の資質向上

■　授業評価や業績評価を実施する割合は、職業実践専門課程認定学科のほうが高い。

図表　教職員の資質向上・担保に関する取組（認定有無別）

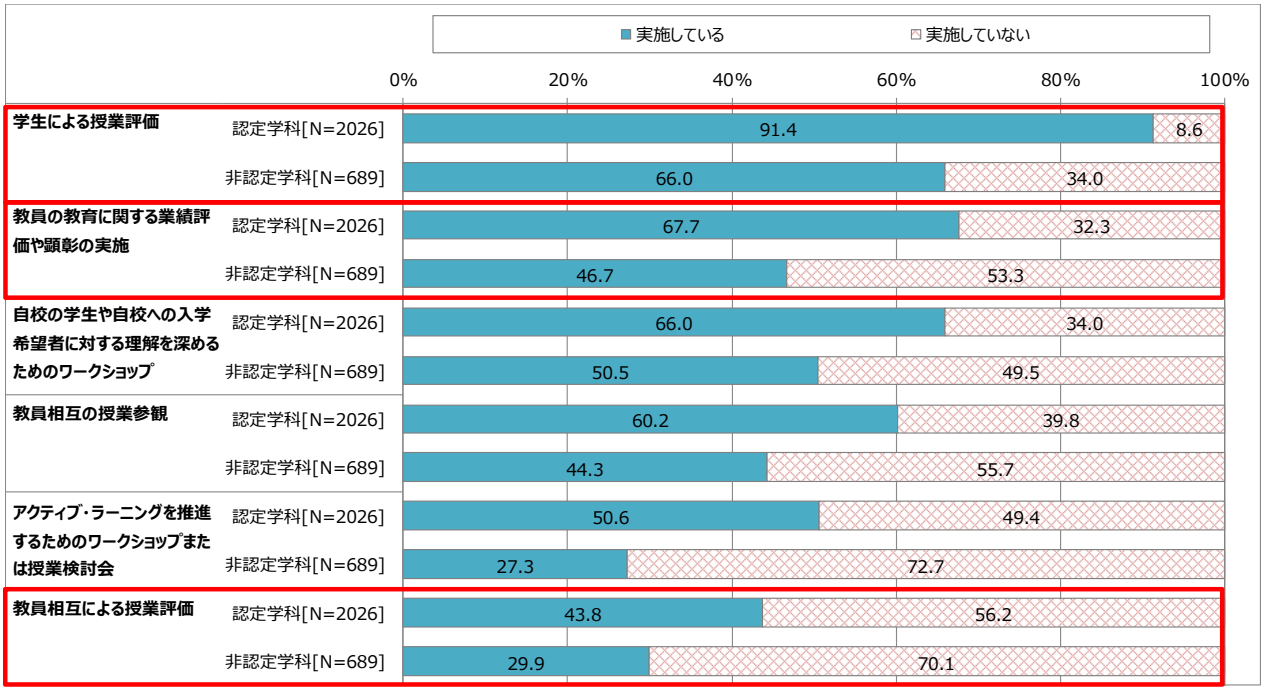

※文部科学省平成29年度委託事業「『職業実践専門課程』の実態等に関する調査研究」より

H29実態調査

能力開発２　専任教員の能力開発

■　専任教員の能力開発では、全員が参加している学科は半数にとどまるが、半分以上の教員が参加する割は８割を超える。

図表　教員の能力開発への専任教員の参加状況（認定有無別）

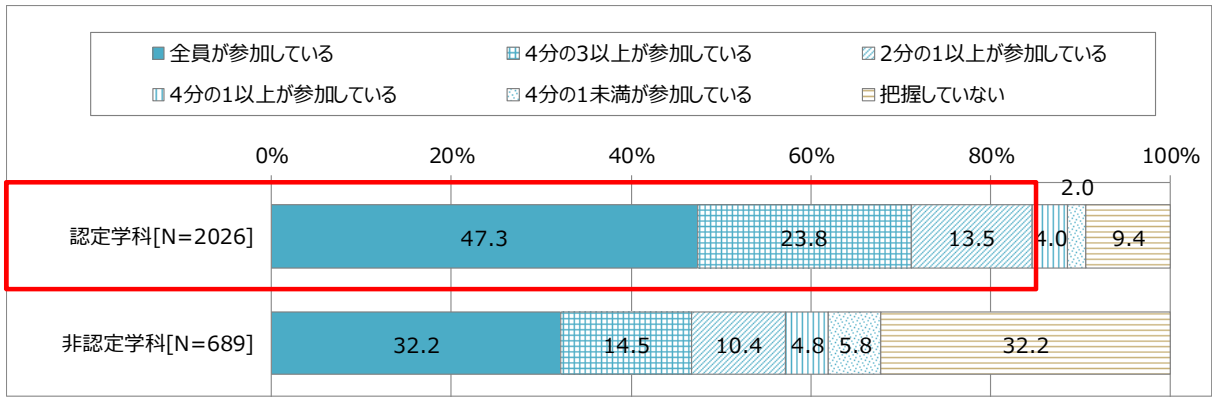

※文部科学省平成29年度委託事業「『職業実践専門課程』の実態等に関する調査研究」より

H29実態調査

能力開発３　教員研修の効果

■　**企業等と連携した教員研修**では、**認定要件に対する効果が高い**。

図表　企業等と連携した教員研修による効果

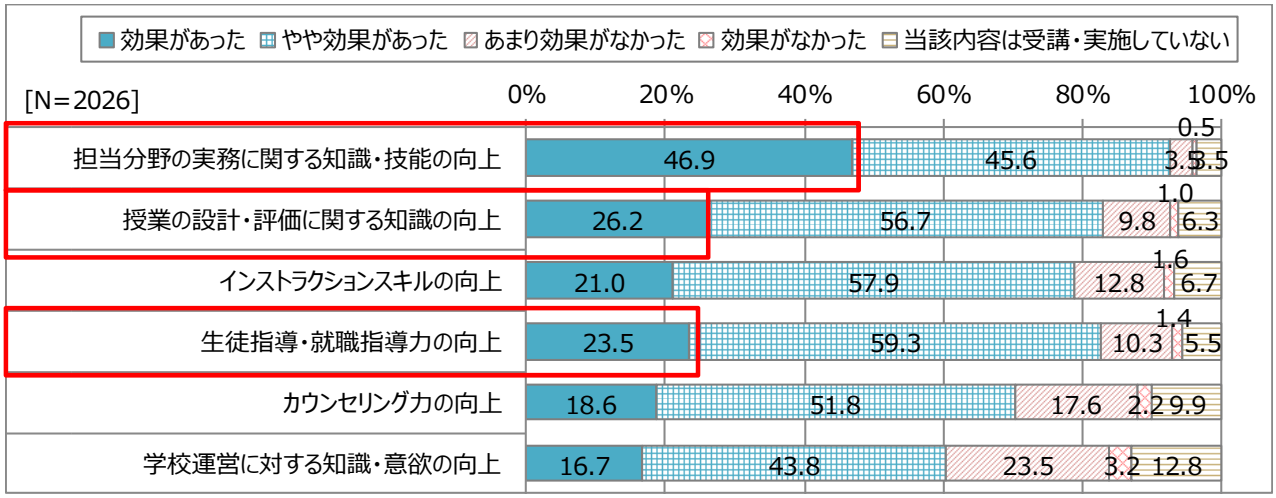

※文部科学省平成29年度委託事業「『職業実践専門課程』の実態等に関する調査研究」より

職業実践専門課程における教育活動の流れのイメージ

教育活動を通じ、PDCAサイクルによる内部質保証・向上に組織的に取り組む。

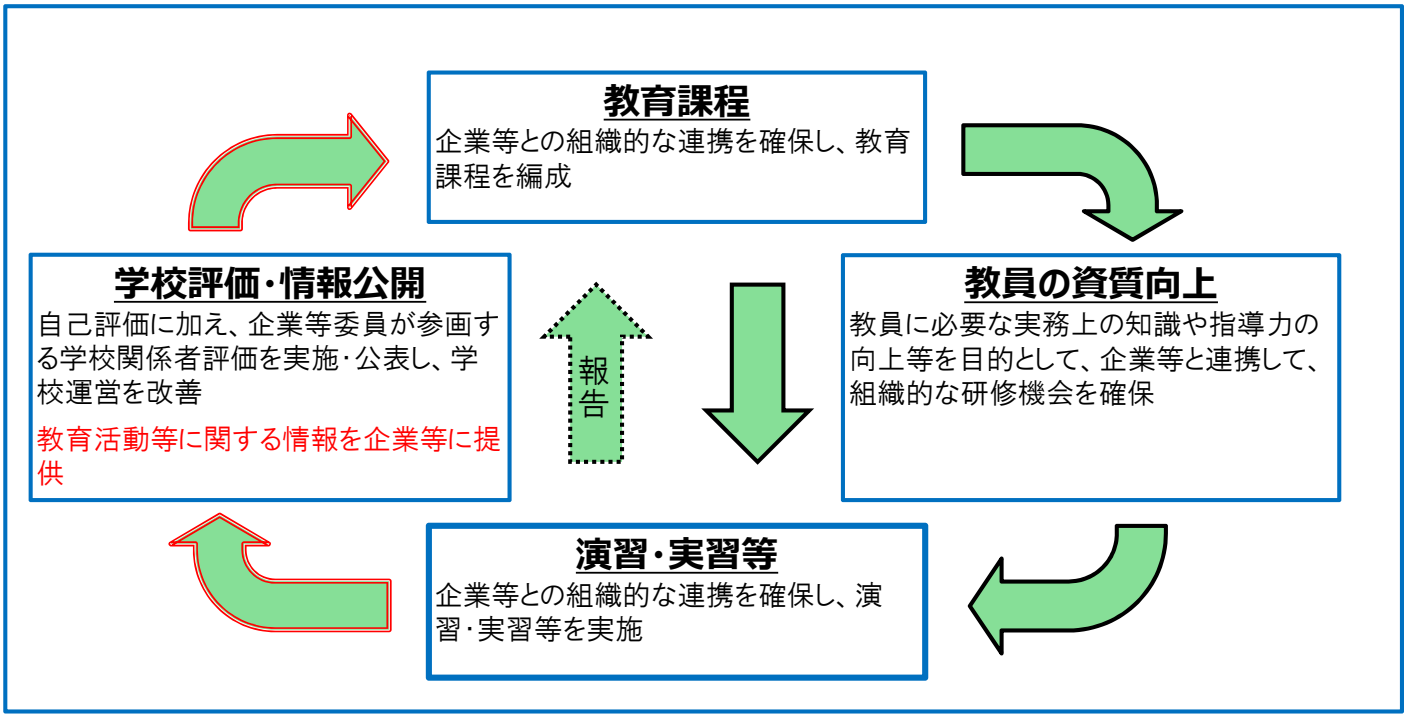

H29実態調査

職業実践専門課程の認定要件の維持

■企業等と連携した教育課程の編成や組織的な研修等の**継続性を確保することが重要**。

図表　認定要件充足維持のための苦労の度合い（認定年度別）

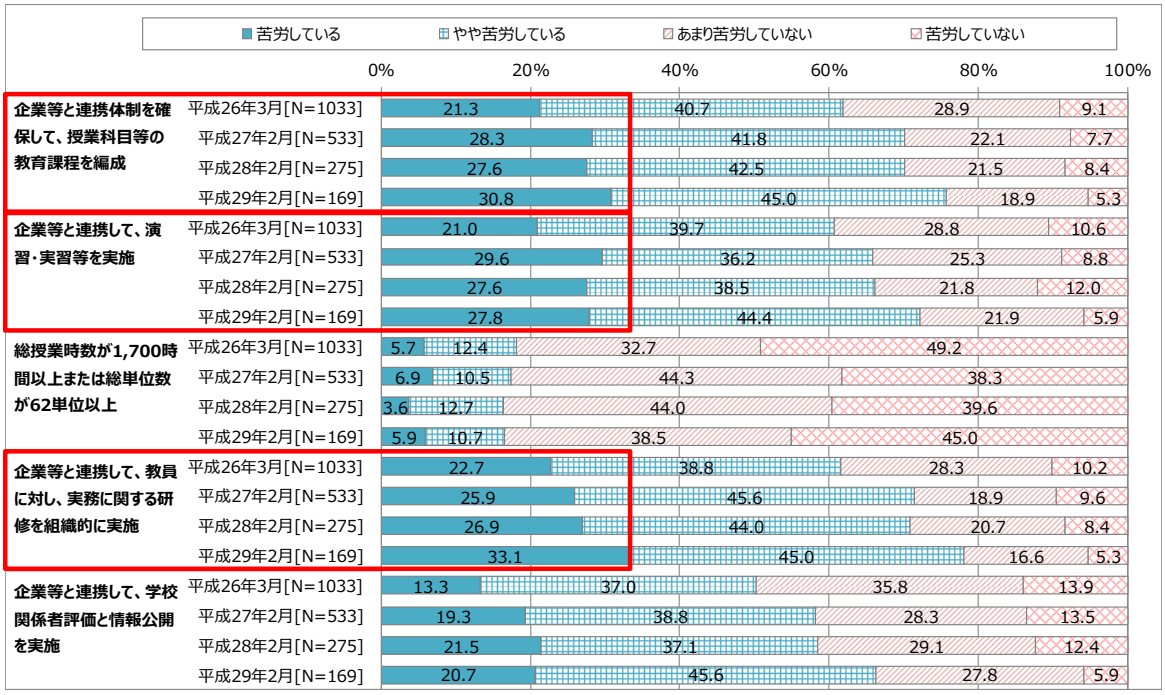

※文部科学省平成29年度委託事業「『職業実践専門課程』の実態等に関する調査研究」より

H29実態調査

課題等への対応１　課題等に関する取組

■　社会人向けプログラムや留学生受入、高大接続等の課題に取り組む割合は職業実践専門課程認定学科のほうが高い。

図表　重視している取り組み（認定有無別）

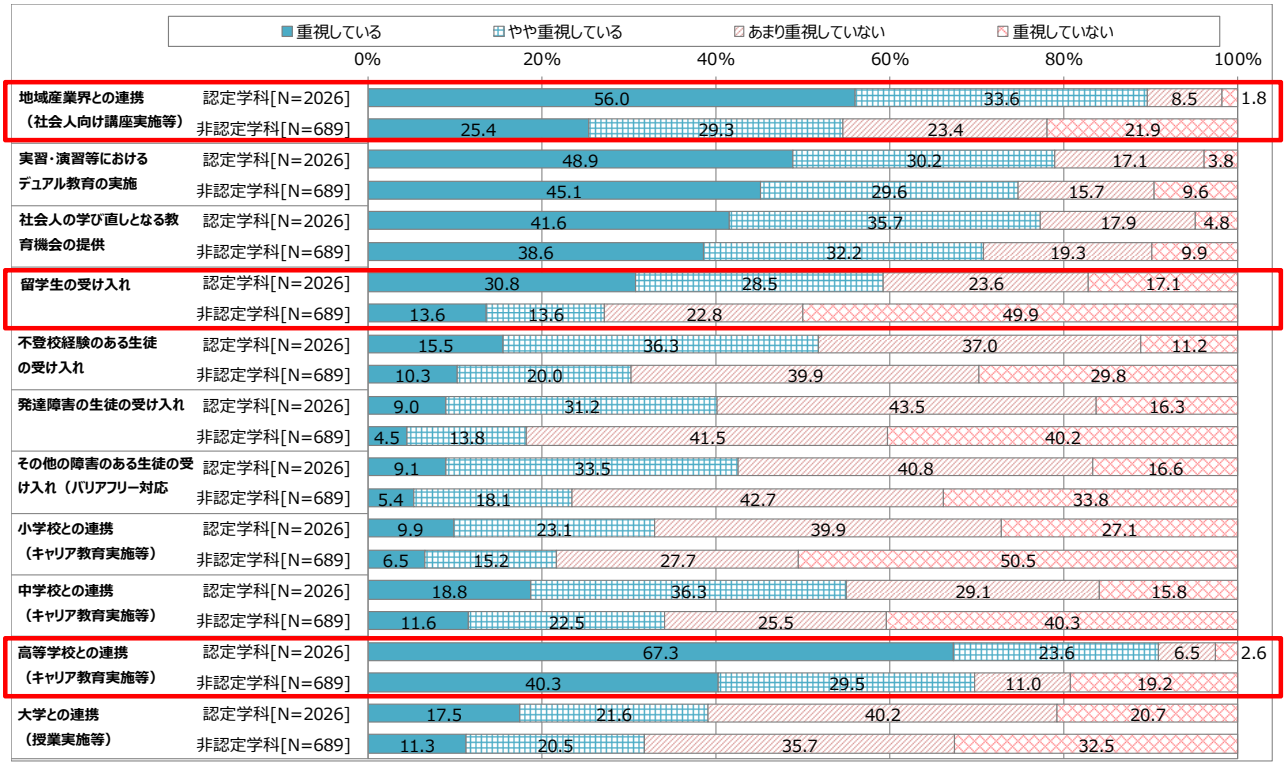

※文部科学省平成29年度委託事業「『職業実践専門課程』の実態等に関する調査研究」より

厚労省調査（参　考）

課題等への対応２　社会人向けプログラム

■　専門実践教育訓練給付金制度における職業実践専門課程の活用状況については、平成30年4月時点で指定講座は742講座。

なお、平成30年4月時点の専門実践教育訓練給付金制度における指定講座は、2,133講座となっている。
（内訳）・公的資格の養成課程等　：1,180講座
・職業実践専門課程　：　742講座
・専門職大学院　：　77講座
・職業実践力育成プログラム　：　94講座
・一定レベル以上の情報通信技術に関する資格取得を目的とする課程：24講座
・第四次産業革命スキル習得：　16講座

➢　夜間課程や土日課程の開設等の促進など、社会人（在職中の労働者）が受講しやすい工夫をすることが効果的と考えられる。

専門実践教育訓練給付金制度における受給状況（平成28年３月末時点）

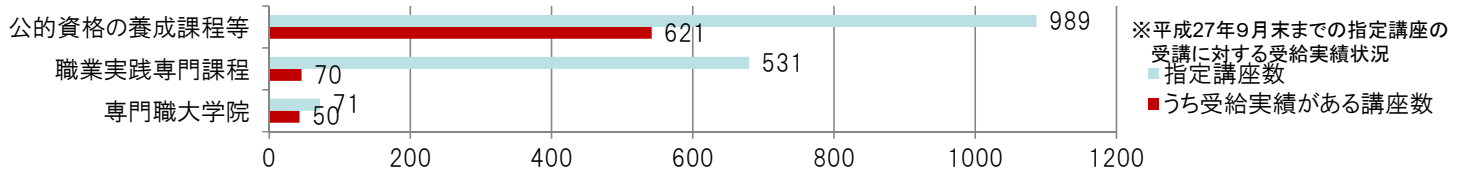

専修学校の社会人受入数（平成29年５月1日時点）

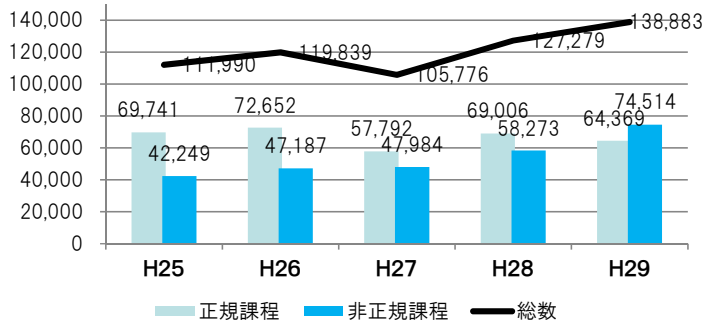

※文部科学省
平成29年度私立学校等実態調査より

事　務　連　絡
平成３０年８月９日

各都道府県専修学校主管課
各都道府県教育委員会専修学校主管課
専修学校を置く国立大学法人担当課　御中
厚生労働省医政局医療経営支援課
厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課

文部科学省生涯学習政策局
生涯学習推進課専修学校教育振興室

職業実践専門課程として認定する専修学校の専門課程の推薦等の
手続について（依頼）

平成３０年度における標記に関する都道府県知事等からの推薦、名称等変更、廃止、要件不適合の届出については、別添１「専修学校の専門課程における職業実践専門課程の認定に関する規程」、別添２「『専修学校の専門課程における職業実践専門課程の認定に関する規程』に関する実施要項」、別添３「『専修学校の専門課程における職業実践専門課程の認定に関する規程』に関する記入要項」及び別添４「「職業実践専門課程」に関する主な質問に対する基本的考え方」に従い、別添８「職業実践専門課程申請校一覧（都道府県等提出用）」とともに平成３０年１０月３１日（水）までに下記担当あてに御提出いただくようお願いいたします。該当がない場合にも、お手数ですが、その旨メールにて御連絡ください。

また、昨年度の推薦・審査の状況等を踏まえ、推薦等に係る様式の一部内容を改正していますので、内容を御確認いただくことと併せて、この度送付する様式を用いて推薦等をお願いいたします。

あわせて、職業実践専門課程として既に認定された専修学校の専門課程が、認定後も引き続き認定要件を満たしているかの確認（フォローアップ）を行うこととし、今年度においては、平成２７年文部科学省告示第２３号において認定された専門課程を対象に、認定後の公表様式である各学校の認定課程に関する別紙様式４及び補足資料を、別添９「職業実践専門課程既認定課程一覧（平成２７年文部科学省告示第２３号において認定された専門課程）」とともに、平成３０年１０月３１日（水）までに下記担当あてに御提出いただくことといたしますので、御留意ください。御提出に際しては、別添５「「職業実践専門課程」既認定課程のフォローアップについての基本的な考え方」を御参照ください。

なお、フォローアップの対象となるかに関わらず、すべての既認定課程について最新の様式を用いて情報の公表を行うよう、改めて周知願います。

＜添付書類＞

【参考１】平成３０年度の推薦等に係る主な修正点について
【参考２】平成３０年度のフォローアップに係る主な変更点について
【別添１】専修学校の専門課程における職業実践専門課程の認定に関する規程
【別添２】「専修学校の専門課程における職業実践専門課程の認定に関する規程」に関する実施要項
【別添３】「専修学校の専門課程における職業実践専門課程の認定に関する規程」に関する記入要項
【別添４】「職業実践専門課程」に関する主な質問に対する基本的考え方
【別添５】「職業実践専門課程」既認定課程のフォローアップについての基本的な考え方
【別添６】認定要件充足状況等に関する調査記入要領
【別添７】職業実践専門課程の認定要件・確認シート
【別添８】職業実践専門課程申請校一覧（都道府県等提出用）
【別添９】「職業実践専門課程」既認定課程一覧（平成２７年文部科学省告示第２３号において認定された専門課程）

※　以上の資料については、文部科学省 HP においてダウンロードが可能。
〈http://www.mext.go.jp/a_menu/shougai/senshuu/1339274.htm〉

文部科学省生涯学習政策局
生涯学習推進課専修学校教育振興室
専修学校第一係　　、嘉数、渡辺
TEL：０３－６７３４－２９１５
FAX：０３－６７３４－３７１５
E-mail：syosensy@mext.go.jp

参考１

≪平成３０年度の推薦等に係る主な修正点について≫

平成２９年度における職業実践専門課程の認定審査及びフォローアップを踏まえ、実施要項、別紙様式、記入要項を改正しております。

主な改正点はそれぞれ以下のとおりですので、職業実践専門課程の推薦等の手続きにおいて御留意ください。なお、今回の修正は、職業実践専門課程の認定要件に関する従来の解釈を変更するものではありません。

１．実施要項の主な変更点

【５（７)】

○告示後３年を経過する毎に実施する既認定学科に対するフォローアップについて、別紙様式４の提出を１１月３０日から１０月３１日へ１か月前倒ししました。

【別紙様式１－１】

○「教育課程編成委員会の位置付け」欄に、※教育課程の編成に関する意思決定の過程を明記と追記し、記載する内容を明確化しました。

○「教育課程編成委員会等の年間開催数及び開催時期」欄に、年間の計画開催数及び開催時期を明記することとしました。

○「実習・演習等における企業等との連携内容」欄に、具体的な記載内容の説明を加えました。

○「推薦学科の教員に対する研修・研究（以下「研修等」という。）の基本方針」欄に記載すべき内容について説明を加えました。

○「研修等の実績」欄に、それぞれ記載方法として、研修名（連携企業等名)、期間、対象、内容を記載することとする旨を明確化しました。

○　その他文言の適正化を行いました。

【別紙様式３－１】

○　教育課程編成委員会等の企業等委員の選任理由について、委員本人の個性に関する情報でなく、当該専攻分野と企業等の業務内容との関係性に着目した内容とするよう記載例を変更しました。

【別紙様式３－２】

○　学校関係者評価委員会の企業等委員の選任理由について、委員本人の個性に関する情報でなく、当該専攻分野と企業等の業務内容との関係性に着目した内容とするよう記載例を変更しました。

【別紙様式４】

○「別紙様式１－１」の改訂に合わせ、同じ項目を修正しました。

２．記入要項の主な変更点

○「学校関係者評価委員会の全委員の名簿」の欄の説明について、学校の教職員は学校関係者評価委員会の委員となることはできないこと、別紙様式３－２の記入に際して注意事項を追記しました。

参考２

≪平成３０年度のフォローアップに係る主な変更点について≫

平成３０年度のフォローアップにかかる作業等については、昨年度に比べ、次のとおり手順を変更しております。【別添５】から【別添７】に基づき対応ください。

なお、今年度は、フォローアップに併せて、実態調査を外部委託することにより、補足提出資料がありますが、フォローアップに関する従来の考え方を変更するものではありません。

１．提出締切日

平成３０年１０月３１日（水）　１７時必着

２．提出書類等

【フォローアップ】

①　別紙様式４（公表様式）

※今回の事務連絡による改訂後の様式を使用願います。

【実態調査】

②　職業実践専門課程の認定要件・確認シート【別添７】

※別紙様式４ごとに１枚作成願います。

※記入方法については、【別添６】及び【別添７】にも記載しています。また、【別添７】には記入例も添付していますので参照ください。

③　当該認定学科にかかる平成２９年度に開催した全ての教育課程編成委員会及び学校関係者評価委員会の議事録

※ここでいう「教育課程編成委員会」とは、職業実践専門課程の認定要件となっている教育課程編成委員会を指します。具体的には、企業等委員が出席することとされている教育課程編成委員会のみを指し、同じ名称であっても、学校内部の委員のみで開催するものは含みません。

※それぞれの議事録のファイル名には、学科名及び資料番号をいれてください。

（ファイル名の例）
【資料 1】平成 29 年 6 月教育課程編成委員会（●●学科）_議事録
【資料 2】平成 30 年 1 月教育課程編成委員会（●●学科）_議事録
【資料 3】平成 29 年 7 月学校関係者評価委員会（●●学科）_議事録

３．提出方法

各都道府県専修学校主管課等にて、以下のように所管する学校の資料をとりまとめ、メールで提出してください。

【フォルダ構成とファイルの格納方法】

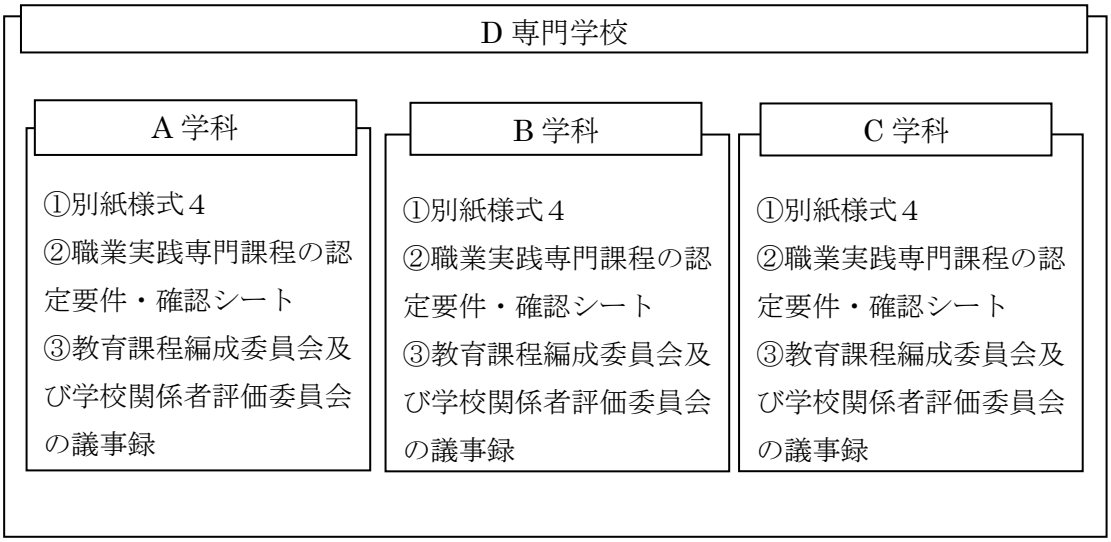

※認定学科ごとに１つのフォルダ（フォルダ名：学科名称としてください。）を作成し、その中に、①別紙様式４　②職業実践専門課程の認定要件・確認シート　③教育課程編成委員会及び学校関係者評価委員会の議事録　を格納してください。
※さらに、上記のフォルダを学校ごとに１つのフォルダ（フォルダ名：学校名としてください。）に格納し、まとめて送信してください。

４．提出先

【提出先】（メールにて提出）

文部科学省生涯学習政策局　生涯学習推進課　専修学校教育振興室
MAIL：syosensy@mext.go.jp　TEL：03-6734-2915
担当者：嘉数、渡辺

締切日　平成３０年１０月３１日（水）１７時必着

※ファイルの容量制限等により送信することができない場合は、専修学校教育振興室に相談願います。

５．問い合せ方法

②職業実践専門課程の認定要件・確認シート【別添７】の記載方法について

③教育課程編成委員会及び学校関係者評価委員会の議事録の提出について

株式会社三菱総合研究所　科学・安全事業本部　産業イノベーション戦略グループ
TEL：03-6705-6182
【受付時間：10:00-17:00（8 月 9 日～8 月 19 日、及び、12:00～13:00 は除く）】
MAIL：info.senshuu@ml.mri.co.jp
担当者：薮本、中南、横山　【問合せはメール優先】

①別紙様式４について
○提出方法、提出の考え方に関するお問い合わせ

文部科学省生涯学習政策局　生涯学習推進課　専修学校教育振興室
MAIL：syosensy@mext.go.jp　TEL：03-6734-2915
担当者：嘉数、渡辺

６．その他

【平成２６年文部科学省告示第５９号において認定された既認定学科に係る指摘事項への対応について】

平成３０年６月２１日付けメールで依頼した「職業実践専門課程」既認定学科のフォローアップに係る指摘事項のうち、具体的な改善策を講じて更新した別紙様式４とともに、それぞれ改善策実施を証明する資料（教育課程編成委員会・学校関係者評価委員会委員選任理由書（別紙様式３－１、３－２）、教育課程編成委員会開催記録、教員研修実績資料等）を添付の上、１０月３１日までに郵送にて提出ください。

「職業実践専門課程」既認定課程のフォローアップについての基本的考え方

以下は、昨年度より実施している「職業実践専門課程」既認定課程のフォローアップに関する基本的な考え方を示したものです。各都道府県担当者におかれましては、実施の趣旨や手順等の既認定課程を有する専修学校への周知をお願いします。

【フォローアップ実施の趣旨】

平成２５年度の制度創設以来５回の認定を経て、認定学科数は修業年限２年以上の全学科数の約４割に達する一方、認定学科が認定要件を満たしていることについて認定後に行政側が確認する仕組みがこれまでありませんでした。

「これからの専修学校教育の振興のあり方について（報告)」（平成２９年３月）において、「職業実践専門課程については、認定後にいかに取組・改善を充実させていくかということが課題となっている」と提言されたこともあり、昨年度より既認定学科が認定後も引き続き認定要件を満たしていることについての確認を実施することとしました。

【フォローアップ実施方法】

平成３０年度のフォローアップの対象は、実施要項において「告示された専修学校専門課程が告示後３年を経過する毎に、別紙様式４により１０月３１日までに文部科学大臣宛届出願います。」との記載の通り、平成２６年度の認定学科（平成２７年文部科学省告示第２３号にて認定された専門課程）となります。

※昨年度フォローアップ時の実施要項では提出期限を１１月３０日としておりましたが、昨年度の実施状況等を勘案し期限を１か月早めさせていただきました。

①今回の推薦依頼でお送りした改訂後の別紙様式４を用いて、最新の情報の掲載するよう作成し、各学校のホームページ等で公表してください。

②フォローアップの対象となる学科の上記の別紙様式４を平成３０年１０月３１日までに電子メールにて文部科学省に提出してください。なお、今年度については、**認定要件の充足状況について統計的に分析し、今後の確認方法や認定審査の改善に資するための調査研究の一環として、業務委託により、各学校に対して追加資料の提出依頼及びアンケート調査を併せて行いますので、御協力よろしくお願いします。[別添６，７参照]**

③「別添９　職業実践専門課程既認定課程一覧（平成２７年文部科学省告示第２３号において認定された専門課程)」についても併せて提出。

※既に廃止又は認定要件不適合で取り消された課程については別紙様式４の提出は不要です。

【平成２６年文部科学省告示第５９号において認定された既認定学科に係る指摘事項への対応について】

平成３０年６月２１日付けメールで依頼した「職業実践専門課程」既認定学科のフォローアップに係る指摘事項のうち、具体的な改善策を講じて更新した別紙様式４とともに、それぞれ改善策実施を証明する資料（教育課程編成委員会・学校関係者評価委員会委員選任理由書（別紙様式３－１、３－２)、教

育課程編成委員会開催記録、教員研修実績資料等）を添付の上、１０月３１日までに郵送にて御提出ください。

【提出後の対応等】

都道府県においてとりまとめいただいた別紙様式４を文部科学省において確認し、認定要件が満たされていない可能性のある認定学科があった場合は、各都道府県担当者に文部科学省から問い合わせ等をさせていただきます。都道府県担当者より学校側に事実確認等を行っていただくとともに、もし学校側への事実確認や改善に向けた指導等の結果、認定要件を満たしていないことが確定した場合には、認定取り消しの手続きを進めるため、別紙様式７を文部科学省宛に提出いただくことになります。

認定要件充足状況等に関する調査記入要領

本調査は、平成３０年度「職業実践専門課程の質保証・向上のための実態調査」を株式会社三菱総合研究所に委託して行うものです。

科学・安全事業本部　産業イノベーション戦略グループ
TEL：03-6705-6182
【受付時間：10:00-17:00（8 月 9 日～8 月 19 日、及び、12:00～13:00 は除く）】
MAIL：info.senshuu@ml.mri.co.jp
担当者：薮本、中南、横山

※下記の（１）職業実践専門課程の認定要件・確認シート【別添７】の記載方法、（２）教育課程編成委員会及び学校関係者評価委員会の議事録の提出についてのお問い合わせは、上記までお願いします。なお、お問い合わせはメールを優先して頂けたら幸いでございます。

※（株）三菱総合研究所の夏季一斉休業につき、メール及び電話でのお問い合わせは、8 月 20 日（月）以降からのご対応とさせていただきます。ご理解いただきますよう宜しくお願い致します。

＜委託元＞
文部科学省生涯学習政策局　生涯学習推進課　専修学校教育振興室
TEL：03-6734-2915　MAIL：syosensy@mext.go.jp
担当者：嘉数、渡辺

※提出方法、提出の考え方に関するお問い合わせは、専修学校教育振興室までお問い合わせください。

1. 調査研究内容

1.1 認定要件充足状況等の確認

「専修学校の専門課程における職業実践専門課程の認定に関する規程」に関する実施要項（平成２５年文部科学省生涯学習政策局）５（７）によるフォローアップに関連して、今後の確認方法や認定審査の改善に資するための調査研究の一環として、各学校に対して補足資料の提出依頼及びアンケート調査を併せて行いますので、御協力よろしくお願いします。別紙様式４の補足資料として、以下の資料を併せて提出してください。（全て電子メールへの添付により提出）

(1) 職業実践専門課程の認定要件・確認シート【別添７】

各既認定学科において、自学科の状況に基づき、別添「職業実践専門課程の認定要件・確認シート」上の具体的要件を、「確認ポイント」に記載しているチェック観点から「参照資料名」に記載している資料等の根拠書類を確認しながら、具体的要件ごとに、認定時以降引き続き認定要件を充足しているか否かについて、「自己点検」欄に○、△、×のいずれか（充足できている場合は○、充足できているかどうかの判断が困難な場合は△、充足できていない場合は×）を記入してください。また、「充足していない内容・理由」欄には、「自己点検」欄が△又は×の場合にその内容・理由を記入してください。[1]

別紙様式４ごとに１枚作成してください。

(2) 教育課程編成委員会及び学校関係者評価委員会の議事録の提出

認定要件の充足状況を客観的な観点から確認するため、平成 29 年度に開催した当該認定学科の全ての教育課程編成委員会（注 1）及び学校関係者評価委員会の議事録を提出してください。その際、提出ファイル名に学科名及び資料番号（注 2）を記載してください。

注 1：ここでいう「教育課程編成委員会」とは、職業実践専門課程の認定要件となっている教育課程編成委員会を指します。具体的には、企業等委員が出席することとされている教育課程編成委員会のみを指し、同じ名称であっても、学校内部の委員のみで開催するものは含みません。
注 2：資料番号は、データのファイル名に通し番号でナンバリングしてください。以下はナンバリング方法の例です。

（ファイル名の例）
【資料 1】平成 29 年 6 月教育課程編成委員会（●●学科）_議事録
【資料 2】平成 30 年 1 月教育課程編成委員会（●●学科）_議事録
【資料 3】平成 29 年 7 月学校関係者評価委員会（●●学科）_議事録

1.2　資料の提出先及び締切

各都道府県専修学校主管課等にて所管する学校の資料を取りまとめ、以下の宛先にメールで提出してください。

---

[1] 「自己点検」欄及び「満たせていない内容・理由」欄について、例えば以下のような記載方法が考えられます。
※注意：下記はあくまで記載方法の一例であり、「○、△、×」を判断する基準を示したものではありません。
＜記載例＞
「③実習、実技、実験又は演習」、「実習・演習等の実施に加え、授業内容・方法、学修成果の評価について企業等と連携しているか」の項目について。

- 「自己点検」欄：△、「満たせていない内容・理由」欄の記載例：授業内容・方法及び学修成果の評価における企業との連携について、実際に企業と連携してそれらの評価を行ったが、企業等との協定書において学修成果の評価における連携について明確に記載していなかった。
- 「自己点検」欄：×、「満たせていない内容・理由」欄の記載例：授業内容・方法、学修成果の評価において、企業と全く連携していなかった。

【提出先】

文部科学省生涯学習政策局　生涯学習推進課　専修学校教育振興室
MAIL：syosensy@mext.go.jp　TEL：03-6734-2915
担当者：嘉数、渡辺

締切日　平成３０年１０月３１日（水）１７時必着

認定学科ごとに１つのフォルダ（フォルダ名：学科名称としてください。）を作成し、その中に、①別紙様式４　②職業実践専門課程の認定要件・確認シート　③教育課程編成委員会及び学校関係者評価委員会の議事録　を格納してください。

さらに、上記のフォルダを学校ごとに１つのフォルダ（フォルダ名：学校名としてください。）に格納し、まとめて送信してください。

なお、ファイルの容量制限等により送信することができない場合は、専修学校教育振興室に相談願います。

2.　個人情報の取扱等

提出いただいた資料は、調査を委託している株式会社三菱総合研究所及び同と業務提携している特定非営利活動法人私立専門学校等評価研究機構に提供しますので、ご了承の上、提出いただきますようお願いします。また、提出された資料は、本調査のみに使用し、調査終了時点で判読不能な形式で廃棄いたします。

（補足）　認定要件充足状況等に関するアンケート調査

平成２７年文部科学省告示第２３号において認定された職業実践専門課程を対象として、別途、アンケート調査を実施します。本アンケート調査は、「職業実践専門課程」の認定要件に即した実質的な活動・工夫等の状況を把握することを目的として、ウェブアンケート形式で行います。平成３０年８月２０日以降に、調査委託先である（株）三菱総合研究所より本アンケート調査に関する依頼状及び実施要領が各学校宛に送付されますので、内容をご確認の上、回答対象となる学科にてご回答いただきますよう、何卒宜しくお願い致します。

【別添７】

職業実践専門課程の認定要件・確認シート

学校名：　　**学科名：**

※１　各既認定学科において、下記の具体的要件を、「確認ポイント」に記載しているチェック観点から「参照資料名」に記載している資料等の根拠書類を確認しながら、具体的要件ごとに、新規認定時以降引き続き認定要件を充足しているか否かについて、「自己点検」欄に○、△、×のいずれか（充足できている場合は○、充足できているかどうかの判断が困難な場合は△、充足できていない場合は×）を入れてください。

※２　「充足していない内容・理由」欄には、「自己点検」欄が△又は×の場合にその内容・理由を記入してください。

認定要件	前提要件	具体的要件	参照資料名 ※提出が必要なものは**下線表示**	確認ポイント	自己点検 ※１	充足していない内容・理由 ※２
①学校名等・修業年限	修業年限が２年以上であること	学校名は学則に記載されている名称か	・学則 （適用している学則）	告示内容との整合性 変更している場合は変更手続き等の適切性		
		課程名は 学則に記載されている名称か	・学則 （適用している学則）	告示内容との整合性 変更している場合は変更手続き等の適切性		
		学科名は 学則に記載されている名称か	・学則 （適用している学則）	告示内容との整合性 変更している場合は変更手続き等の適切性		
		学科内に複数のコース等を置いている学科においてはすべてのコースで要件を満たしているか	・学則 （適用している学則）	告示内容との整合性 変更している場合は変更手続き等の適切性		
		学則に記載されている昼夜別になっているか	・学則 （適用している学則）	告示内容との整合性 変更している場合は変更手続き等の適切性		
②教育課程の編成	専攻分野に関する企業、団体等との連携体制を確保して授業科目の開設その他の教育課程の編成を行っていること	企業等の連携を確保して、教育課程の編成を行うため、教職員、企業等の役員又は職員その他必要な委員により組織される委員会、会議を設置しているか（以下「教育課程編成委員会等」という。）	・教育課程編成委員会等の諸規程	教育課程編成委員会等の目的・役割の明確化		
		教育課程編成委員会等は、教育課程の編成において、学校の組織上、適切に位置付けられているか	・学則 ・教育課程編成委員会等の位置づけに係る諸規程 ・組織図	教育課程編成にあたり、教育課程編成委員会等の組織上の位置づけ、意見活用の明確化		
		教育課程編成等委員会等の委員構成のうち、専攻分野に関する業界団体等又は学会等から1名、実務に関する知見を有する企業等の役職員から1名について適切に選任しているか	・協定書、本人同意書 ・選任理由を明記した資料	企業等の委員の選任規模、理由等の適切性		
		教育課程編成委員会等は、年２回以上開催をしているか	・教育課程編成委員会等の諸規程 ・**教育課程編成委員会の議事録**	開催回数、開催時期の適切性		
		企業等の役職員からの意見を活用して教育課程の編成を行っているか	・**教育課程編成委員会の議事録** ・具体的な教育課程 ・シラバス	企業等の委員意見の活用等を通じた、教育課程編成委員会等の運営の実質化		

認定要件	前提要件	具体的要件	参照資料名 ※提出が必要なものは**下線表示**	確認ポイント	自己点検 ※１	充足していない内容・理由 ※２
③実習、実技、実験又は演習	企業等と連携して、実習、実技、実験又は演習の授業を行っていること	企業等との協定書等を締結し実習、演習を行っているか	・実習、演習等の内容が確認できる資料 （例：教育課程、シラバス、実施要綱、協定書類など）	実習、演習の教育課程上の明確化 実施にあたっての内容等の組織上の明確化		
		実習・演習等の実施に加え、授業内容や方法及び生徒の学修成果の評価について企業等と連携しているか	・連携内容が確認できる協定書等、シラバス、実習要綱など	実施している実習等における企業等との連携内容の明確化		
		学修成果の評価、単位認定にあたり、技能を含む実践的かつ専門的な能力の評価を行っているか	・成績評価の諸規程 ・該当科目のシラバス	実習等の内容における企業等との連携の意義の明確化		
④総授業時数・単位数	全課程の修了に必要な総授業時数１７００時間以上、または総単位数６２単位以上であること	学科に在籍しているすべての生徒が履修することが義務づけられている卒業に必要な時間数又は単位数が1700時間、62単位以上となっているか	・学則 （適用している学則） ・授業時間割表	総授業時間数、単位数の学則上の明確化		
		必修科目及び選択科目を組み合わせて編成されている場合においても卒業に必要な時間数又は単位数が１７００時間、62単位以上となっているか	・学則 （適用している学則） ・授業時間割表	総授業時間数、単位数の学則上の明確化		
⑤教員の実務研修	企業等と連携して教員に対し専攻分野の実務に関する研修を組織的に行っていること	教員の業務歴や能力、担当する授業科目や授業以外の担当する業務等に応じて、企業等と連携して、教員に対し、専攻分野における実務に関する知識、技術、技能を修得・工場するための組織的に位置づけられた研修・研究の機会を確保し、計画的に受講等させているか	・研修に関する規程 ・研修体系、研修計画 ・研修実績 ・連携を示す協定書等	業務歴等を考慮した研修体系及び研修計画の明確化 研修実施にあたって、企業等との連携について明確化 適切な研修実績の把握と、効果の検証		
		教員の業務歴や能力、担当する授業科目や授業以外の担当する業務等に応じて、企業等と連携して、教員に対し、授業及び生徒に対する指導力等を修得・向上するための組織に位置付けられた研修・研究の機会を確保し、計画的に受講等させているか	・研修に関する規程 ・研修体系、研修計画 ・研修実績 ・連携を示す協定書等	業務歴等を考慮した研修体系及び研修計画の明確化 研修実施にあたって、企業等との連携について明確化 適切な研修実績の把握と、効果の検証		

認定要件	前提要件	具体的要件	参照資料名 ※提出が必要なものは**下線表示**	確認ポイント	自己点検 ※1	充足していない内容・理由 ※2
⑥学校関係者評価	学校教育法施行規則第189条において準用する第67条に定める評価を行い評価結果を公表していること	学校関係者評価を実施しているか	・学則 ・学校評価規程 ・自己評価との対比	学校評価の位置づけの明確化 評価実施の組織化		
		学校関係者評価結果を公表しているか	・評価結果 ・HP掲載内容（写）	評価結果の適切な公表 公表方法における積極性		
⑦学校関係者評価委員会	前号の評価を行うに当たっては、当該専修学校専門課程の関係者として企業等の役員又は職員を参画させていること	学校関係者評価を行うため、企業等の役員又は職員その他必要な委員（保護者、卒業生等）により組織される委員会（以下「学校関係者評価委員会」という。）を設置しているか	・学校評価に関する規程 ・**学校関係者評価委員会の議事録** ・評価結果の具体的な活用を示す資料	学校関係者評価実施の組織化 適切な評価実施 効果的な評価の実施		
		「専修学校におけるガイドライン（平成25年３月文部科学省策定）」で掲げられた項目（教育理念・目的・育成人材像、学校運営、学修成果、学生支援、教育環境、学生の受入れ募集、財務、法令等の遵守等）について評価を行っているか	・学校評価に関する規程 ・自己評価結果 ・学校関係者評価委員会次第 ・会議案内 **・学校関係者評価委員会の議事録**	学校関係者評価の適正な実施 自己評価との関連性の明確化 学校関係者評価の記録確認		
		学校関係者評価の評価結果についてホームページ、刊行物統への掲載などの方法により広く社会に公表しているか	・学校関係者評価結果の公表状況を示す資料 ・HP掲載内容	学校関係者評価結果の適切な公表		

認定要件	前提要件	具体的要件	参照資料名 ※提出が必要なものは**下線表示**	確認ポイント	自己点検 ※1	充足していない内容・理由 ※2
⑧ 教育情報の公表	企業等との連携及び協力の推進に資するため、企業等に対し、当該専門学校の教育活動その他の学校運営の状況に関する情報を提供していること	「専門学校における情報提供等への取組に関するガイドライン（平成25年３月文部科学省策定）」で掲げられた項目（学校の概要、目標及び計画、各学科の等の教育、教職員、キャリア教育・実践的職業教育、様々な教育活動・教育環境、学生の生活支援、学生納付金・修学支援、学校の財務、学校評価等）について情報提供を行っているか ホームページ、学校要覧、パンフレット等の作成・配布、説明会等における説明、広報誌等の刊行物への掲載などを通じて恒常的に情報提供を行っているか	・HP掲載内容 ・学校案内等刊行物 ①学校の概要 ②目標及び計画 ③各学科等の教育 ④教職員 ⑤キャリア教育 ⑥実践的職業教育 ⑦様々な教育活動 ⑧「教育環境 ⑨学生の生活支援 ⑩学生納付金 ⑪修学支援 ⑫学校財務 ⑬学校評価 ⑭国際連携の状況（任意） ⑮その他（任意）	教育活動、学校運営等についてガイドラインに基づく適切な公表		
※様式４の公表	認定された専門課程は、学校のホームページに別紙様式4を掲載し情報提供すること	学校のホームページには、トップページから別紙様式4が容易に確認できるようにするとともに、印刷名能な方法により掲載しているか ※但しホームページがない場合は企業等卒業生、保護者、地域住民等に対し、広報誌等の刊行物等により別紙様式4の情報について広く情報提供しているか	・HP掲載内容 ・学校案内等刊行物	認定後の様式４による適正な情報提供 毎年度の適切な情報更新 印刷可能な掲載		

【別添７】

職業実践専門課程の認定要件・確認シート

学校名：　文部科学専門学校　　**学科名：　文部科学学科**

※１　各既認定学科において、下記の具体的要件を、「確認ポイント」に記載しているチェック観点から「参照資料名」に記載している資料等の根拠書類を確認しながら、具体的要件ごとに、新規認定時以降引き続き認定要件を充足しているか否かについて、「自己点検」欄に○、△、×のいずれか（充足できている場合は○、充足できているかどうかの判断が困難な場合は△、充足できていない場合は×）を入れてください。
※２　「充足していない内容・理由」欄には、「自己点検」欄が△又は×の場合にその内容・理由を記入してください。

認定要件	前提要件	具体的要件	参照資料名 ※提出が必要なものは**下線表示**	確認ポイント	自己点検 ※１	充足していない内容・理由 ※２
①学校名等・修業年限	修業年限が２年以上であること	学校名は学則に記載されている名称か	・学則 （適用している学則）	告示内容との整合性 変更している場 き等の適切性		
		課程名は 学則に記載されている名称か	・学則 （適用している学則）	告示内容との整合性 変更している場合は変更手続き等の適切性	○	
		学科名は 学則に記載されている名称か	・学則 （適用している学則）	告示内容との整合性 変更している場合は変更手続き等の適切性	○	
		学科内に複数のコース等を置いている学科においてはすべてのコースで要件を満たしているか	・学則 （適用している学則）	告示内容との整合性 変更している場合は変更手続き等の適切性	○	
		学則に記載されている昼夜別になっているか	・学則 （適用している学則）	告示内容との整合性 変更している場合は変更手続き等の適切性	○	
②教育課程の編成	専攻分野に関する企業、団体等との連携体制を確保して授業科目の開設その他の教育課程の編成を行っていること	企業等の連携を確保して、教育課程の編成を行うため、教職員、企業等の役員又は職員その他必要な委員により組織される委員会、会議を設置しているか（以下「教育課程編成委員会等」という。）	・教育課程編成委員会等の諸規程	教育課程編成委員会等の目的・役割の明確化	○	
		教育課程編成委員会等は、教育課程の編成において、学校の組織上、適切に位置付けられているか	・学則 ・教育課程編成委員会等の位置づけに係る諸規程 ・組織図	教育課程編成にあたり、教育課程編成委員会等の組織上の位置づけ、意見活用の明確化	○	
		教育課程編成等委員会等の委員構成のうち、専攻分野に関する業界団体等又は学会等から1名、実務に関する知見を有する企業等の役職員から1名について適切に選任しているか	・協定書、本人同意書 ・選任理由を明記した資料	企業等の委員の選任規模、理由等の適切性	×	委員の編成について認識間違いがあり、昼間学科・夜間学科合わせて1名の企業等委員のみであった。
		教育課程編成委員会等は、年２回以上開催をしているか	・教育課程編成委員会等の諸規程 ・**教育課程編成委員会の議事録**	開催回数、開催時期の適切性	○	
		企業等の役職員からの意見を活用して教育課程の編成を行っているか	・**教育課程編成委員会の議事録** ・具体的な教育課程 ・シラバス	企業等の委員意見の活用等を通じた、教育課程編成委員会等の運営の実質化	○	

記入例

認定要件	前提要件	具体的要件	参照資料名 ※提出が必要なものは**下線表示**	確認ポイント	自己点検 ※１	充足していない内容・理由 ※２
③実習、実技、実験又は演習	企業等と連携して、実習、実技、実験又は演習の授業を行っていること	企業等との協定書等を締結し実習、演習を行っているか	・実習、演習等の内容が確認できる資料 （例：教育課程、シラバス、実施要綱、協定書類など）	実習、演習の教育課程上の明確化 実施にあたっての内容等の組織上の明確化	△	企業等との協定書の内容に不足あり。 記入要項34には「少なくとも対象となる授業科目、期間、授業時数、授業内容について締結していることが必要」とあるが、期間について漏れていた。
		実施の加え、授業内容・方法、学修成果の評価について企業等と連携しているか	・連携内容が確認できる協定書等、シラバス、実習要綱など	実施している実習等における企業等との連携内容の明確化	△	学修の成果の評価について具体的な連携を記入していなかった。（記入要項31）
		学修成果の評価、単位認定にあたり、技能を含む実践的かつ専門的な能力の評価を行っているか	・成績評価の諸規程 ・該当科目のシラバス	実習等の内容における企業等との連携の意義の明確化	○	
④総授業時数・単位数	全課程の修了に必要な総授業時数１７００時間以上、または総単位数６２単位以上であること	学科に在籍しているすべての生徒が履修することが義務づけられている卒業に必要な時間数又は単位数が1700時間、62単位以上となっているか	・学則 （適用している学則） ・授業時間割表	総授業時間数、単位数の学則上の明確化	○	
		必修科目及び選択科目を組み合わせて編成されている場合においても卒業に必要な時間数又は単位数が１７００時間、62単位以上となっているか	・学則 （適用している学則） ・授業時間割表	総授業時間数、単位数の学則上の明確化	○	
⑤教員の実務研修	企業等と連携して教員に対し専攻分野の実務に関する研修を組織的に行っていること	教員の業務歴や能力、担当する授業科目や授業以外の担当する業務等に応じて、企業等と連携して、教員に対し、専攻分野における実務に関する知識、技術、技能を修得・工場するための組織的に位置づけられた研修・研究の機会を確保し、計画的に受講等させていること	・研修に関する規程 ・研修体系、研修計画 ・研修実績 ・連携を示す協定書等	業務歴等を考慮した研修体系及び研修計画の明確化 研修実施にあたって、企業等との連携について明確化 適切な研修実績の把握と、効果の検証	○	
		教員の業務歴や能力、担当する授業科目や授業以外の担当する業務等に応じて、企業等と連携して、教員に対し、授業及び生徒に対する指導力等を修得・向上するための組織に位置付けられた研修・研究の機会を確保し、計画的に受講等させているか	・研修に関する規程 ・研修体系、研修計画 ・研修実績 ・連携を示す協定書等	業務歴等を考慮した研修体系及び研修計画の明確化 研修実施にあたって、企業等との連携について明確化 適切な研修実績の把握と、効果の検証	○	

大学・大学院入学資格に係る指定について

【制度の概要】

大学入学資格（昭和 60 年～）

①学校教育法施行規則 150 条 3 号

大学入学に関し、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められる者として、「専修学校の高等課程（修業年限が三年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。）で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者」と定められている。

②平成 17 年文部科学省告示 137 号

「専修学校の高等課程をのうち、当該課程を修了した者が大学入学に関し高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められるものに係る基準を定める件」において具体的に指定基準を規定。

③大学入学資格に係る高等専修学校高等課程の指定に関する実施要項

上記②の告示を踏まえ、指定に係る手続き等の詳細を規定。

大学院入学資格（平成 17 年～）

①学校教育法施行規則 155 条 1 項 5 号

大学院への入学に関し大学を卒業した者と同等以上の学力があると認められる者として、「専修学校の専門課程（修業年限が四年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。）で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者」と定められている。

②平成 17 年文部科学省告示 138 号

「専修学校の専門課程のうち、当該課程を修了した者が大学（短期大学を除く。）の専攻科又は大学院への入学に関し大学を卒業した者と同等以上の学力があると認められるものに係る基準を定める件」において具体的に指定基準を規定。

③大学院入学資格等に係る専修学校専門課程の指定に関する実施要項

上記②の告示を踏まえ、指定に係る手続き等の詳細を規定。

【主な指定基準】

大学入学資格：〈1〉修業年限が３年以上であること。

〈2〉全課程の修了要件が次表左欄に学科区分に応じ、右欄に掲げるものであること。

<table>
<tr><th colspan="2">学科の区分</th><th>要　件</th></tr>
<tr><td rowspan="2">専修学校設置基準（昭和 51 年文部省令第 2 号）第 4 条に規定する昼間学科又は夜間等学科</td><td>学校教育法施行規則第百 183 条の 2 第 2 項の規定により学年による教育課程の区分を設けない学科（以下「単位制による学科」という。）であるもの以外のもの</td><td>全課程の修了に必要な総授業時数が 2,590 単位時間以上であること。</td></tr>
<tr><td>単位制による学科であるもの</td><td rowspan="2">全課程の修了に必要な総単位数が 74 単位以上であること。</td></tr>
<tr><td colspan="2">専修学校設置基準第 5 条第 1 項に規定する通信制の学科</td></tr>
</table>

大学院入学資格：〈1〉修業年限が４年以上であること。

〈2〉全課程の修了要件が次表左欄に学科区分に応じ、右欄に掲げるものであること。

学科の区分		要　件
専修学校設置基準（昭和 51 年文部省令第 2 号）第 4 条に規定する昼間学科又は夜間等学科	学校教育法施行規則第百 183 条の 2 第 2 項の規定により学年による教育課程の区分を設けない学科（以下「単位制による学科」という。）であるもの以外のもの	全課程の修了に必要な総授業時数が 3,400 単位時間以上であること。
	単位制による学科であるもの	全課程の修了に必要な総単位数が 124 単位以上であること。
専修学校設置基準第 5 条第 1 項に規定する通信制の学科		

〈3〉体系的に教育課程が編成されていること。

〈4〉試験等により成績評価を行い、その評価に基づいて修了認定を行っていること。

― 注意すべき主なポイント ―

（1）「文部科学省が定める日」について

＜定義＞ 指定を行った日以後当該課程の整備が完了する年度（指定日より前に整備が完了している場合は、指定日が属する年度。）の最後の月の初日。

★「課程の整備が完了する年度」とは？

原則として、設置認可されて以後、当該課程の修業年限が満了する年度のこと。例えば、平成 29 年 4 月 1 日に修業年限 3 年の学科が新設された場合、「課程の整備が完了する年度」は、原則、平成 31 年度。ただし、転入学者等の受入れにより、修業年限が経過するよりも早く修了者を生じる可能性がある課程については、転入学者等を受け入れる体制を整備した上で、初めて修了者が出る可能性のある年度に「文部科学省が定める日」を設定する必要がある。

★　一度告示された「文部科学大臣が定める日」について、同日より前の日に変更することは原則として認められないので要注意。転入学者等の可能性も考慮して生徒に不利益が生じないよう適切に通知（申請）する必要がある。

（2）通知（申請）の時期

新　　規：課程の開設年度から通知（申請）が可能（平成 18 年～）。
その場合、次年度以降「文部科学省が定める日」の年度までの間、毎年度状況報告が必要。

名称変更：原則、学則を変更した時の年度。ただし、いわゆる学年進行の場合、旧学科名等を使用する生徒が卒業するまでは変更の告示はできないので、適用上の変更時の年度に通知（申請）する。

廃　　止：原則、学則を変更した時の年度。ただし、入学資格が与えられる最後の生徒が卒業するまでは廃止の告示はできないので、その卒業以後最初の年度に通知（申請）する。

不 適 合：原則、不適合となることが発覚した時の年度。ただし、入学資格が与えられる最後の生徒が卒業するまでは不適合の告示はできないので、その卒業以後最初の年度に通知（申請）する。

※適切に手続きがなされない場合は、生徒に不利益が生じることとなるので、手続き漏れ等のないよう、十分留意すること。

（3）官報の該当ページの写しの添付を忘れずに

名称変更、廃止、不適合としての通知（申請）を行う場合は、すでに告示された内容を確認するため、①当該告示が掲載された官報の写しを添付し、②該当箇所にマーカーを付して提出することとしているので、告示のあった際は、通知（申請）した学科名等が正しく告示されているか再確認すること。また、告示を受けた後には官報の該当ページを確実に保管しておくこと。

専門士・高度専門士の称号の付与について

【制度の概要】

①平成 6 年文部省告示第 84 号（専門士：平成 6 年～、高度専門士：平成 17 年～）

「専修学校の専門課程の修了者に対する専門士及び高度専門士の称号の付与に関する規程」において、専門士・高度専門士の称号が付与できる課程の要件（下記【認定の要件】のとおり。）が定められており、当該「要件を満たすと文部科学大臣が認めるものを修了した者は、専門士（高度専門士）と称することができる」と定められている。

②専門士・高度専門士の称号の付与に関する実施要項

上記告示を踏まえ、推薦等手続きの詳細を規定。

【認定の要件】

専　門　士：〈1〉修業年限が 2 年以上であること。
〈2〉課程の修了に必要な総授業時数が 1,700 単位時間（62 単位）以上であること。
〈3〉試験等により成績評価を行い、その評価に基づいて課程修了の認定を行っていること。
〈4〉高度専門士と称することができる課程と認められたものでないこと。

高度専門士：〈1〉修業年限が 4 年以上であること。
〈2〉課程の修了に必要な総授業時数が 3,400 単位時間（124 単位）以上であること。
〈3〉体系的に教育課程が編成されていること。
〈4〉試験等により成績評価を行い、その評価に基づいて課程修了の認定を行っていること。

― 注意すべき主なポイント ―

（1）完成年度について

完成年度を迎える前に認定を受けた課程は、完成年度までの間、状況報告の提出が必要。

完成年度とは：課程の開設後、初めて当該課程の修了者が出る年度。

原則として、当該課程の修業年限が満了する年度と同じであるが、転入学者等の受入れにより、修業年限が満了する年度よりも前に修了者が生じる場合は、修業年限の満了年度よりも完成年度が早くなるので注意が必要。

（2）推薦・届出の時期

新　　規：課程の開設年度から推薦が可能（平成 18 年～）。
その場合、次年度以降「文部科学省が定める日」の年度までの間、毎年度状況報告が必要。

名称変更：原則、学則を変更した時。ただし、いわゆる学年進行の場合、旧学科名等を使用する生徒が卒業するまでは変更の告示はできないので、適用上の変更時の年度に届出を提出する。

廃　　止：原則、学則を変更した時。ただし、称号を付与すべき最後の生徒が卒業するまでは廃止の告示はできないので、その卒業以後最初の年度に届出を提出する。

不 適 合：原則、不適合となることが発覚した時。ただし、称号を付与すべき最後の生徒が卒業するまでは不適合の告示はできないので、その卒業以後最初の年度に届出を提出する。

※名称変更・廃止・不適合の届出は、実施要項において「遅滞なく」行うこととしていますが、適切に手続きがなされない場合は、生徒に不利益が生じることとなるので、少なくとも手続きが必要な年度内（毎年度の推薦期限まで）には、漏れなく届出が行われるよう十分留意して対応すること。

（３）官報の該当ページの写しの添付を忘れずに

名称変更、廃止、不適合としての届出を行う場合は、すでに告示された内容を確認するため、①当該告示が掲載された官報の写しを添付し、②該当箇所にマーカーを付して提出することとしているので、告示のあった際は、推薦した学科名等が正しく告示されているか再確認すること。また、告示を受けた後には官報の該当ページを確実に保管しておくこと。

勤労学生控除に係る証明について

【制度の概要】

所得税法において、2 条 1 項 32 条に定める「勤労学生」は、同法 82 条において、「勤労学生控除」として 27 万円の所得控除が受けられる旨規定されています。

①所得税法第 2 条 1 項 32 号

「勤労学生」について、次に掲げる者で、合計所得金額が 65 万円以下であり、かつ、給与所得等以外の所得が 10 万円以下であるものと規定。

・学校教育法 1 条に規定する学校の学生、生徒、児童

・学校法人、準学校法人もしくはこれらに準ずるものとして政令で定める者の設置した専修学校・各種学校の生徒で、政令で定める課程を履修するもの

②所得税法施行令第 11 条の 3

第 1 項において、「政令で定める者」について具体的に規定。第 1 号では、「国立病院機構」など該当する法人を具体的に列挙。第 2 号では、専修学校・各種学校のうち文部科学大臣が定める基準を満たすものを設置する者と規定。

第 2 項において、「政令で定める課程」について区分別に具体的に規定。（下記【主な要件】１のとおり。）

③証明書の発行に関する実施要項

上記②の第 2 項に定める「政令で定める課程」である旨の証明、および第 1 項第 2 号に定める「文部科学大臣が定める基準」を満たす旨の証明について、それぞれ証明書の発行に関する実施要項が定められている。（※実施要項に規定する「文部科学大臣が定める基準」は、下記【主な要件】２のとおり。）

★学校教育法 1 条に定める学校の生徒等は、「勤労学生」に該当するので、控除を受けるにあたって、本手続きによる証明書は不要。

★一方、専修学校・各種学校の生徒等は、「政令で定める課程」を履修する生徒のみ「勤労学生」に該当するので、控除を受けるにあたって、履修する課程が「政令で定める課程」である旨の証明書が必要。

★さらに、専修学校・各種学校の設置者が、個人立、組合立、株式会社立等である場合は、設置者として「文部科学大臣が定める基準」に該当しなければならないので、控除を受けるにあたって、当該学校の設置者が「文部科学大臣が定める基準」を満たすものである旨の証明書が、上記証明書と併せて必要。

【主な要件】

１．所得税法施行令第 11 条の 3 第 2 項

専修学校・各種学校のすべての設置者が対象で、以下の要件を満たす課程が対象。

（１）専修学校の高等課程及び専門課程

イ　職業に必要な技術の教授をすること。

ロ　その修業期間が 1 年以上であること。

ハ　その 1 年の授業時間数が 800 時間以上であること（夜間その他の特別な時間において授業を行う場合には、その 1 年の授業時間数が 450 時間以上であり、かつ、その修業期間を通ずる授業時間数が 800 時間以上であること。）。

ニ　その授業が年 2 回を超えない一定の時期に開始され、かつ、終期が明確に定められていること。

（２）専修学校の一般課程及び各種学校の課程

イ　職業に必要な技術の教授をすること。

ロ　その修業期間（普通科、専攻科その他これらに類する区別された課程があり、それぞれの修業期間が１年以上であって一の課程に他の課程が継続する場合には、これらの課程の修業期間を通算した期間）が２年以上であること。

ハ　その１年の授業時間数が 800 時間以上であること（夜間その他の特別な時間において授業を行う場合には、その１年の授業時間数（普通科、専攻科その他これらに類する区別された課程がある場合には、それぞれの課程の授業時間数）が 680 時間以上であること。

ニ　その授業が年２回を超えない一定の時期に開始され、かつ、終期が明確に定められていること。

２．所得税法施行令 11 条の 3 第 1 項 2 号

国、地方公共団体、学校法人、私学法 64 条 4 項の法人（準学校法人）、所得税法 11 条の 3 第 1 項 1 号の法人以外の設置者（すなわち個人立、組合立、株式会社立等）で、以下の要件を満たす学校が対象。

（１）所得税法施行令第 11 条の 3 第 2 項に規定する課程を履修する生徒の数が 20 人以上であること（20 人に満たない場合であって、相当の期間内に 20 人以上となる見込みがあるときを含む。）。

（２）職業に必要な能力を育成するにふさわしい授業科目、実際生活に必要な能力を育成するにふさわしい授業科目及び教養の向上を図るにふさわしい授業科目が開設されていること。

（３）教育水準を維持するための教員の数が、（２）の授業科目の開設の状況に照らして適切なものであること。ただし、３人を下ることができない。

― 注意すべき主なポイント ―

（１）所得税法施行令 11 条の 3 第 2 項

○ 当該手続による証明書は、一度発行すると次年度以降も有効なので、継続して使用できる。
（記載事項の変更があったときに改めて申請する。）

○ 記載事項の変更に伴う申請の際には、すでに交付された証明書原本も併せて提出（返戻）が必要。

○ 学校の廃止等により、改めての申請を伴わずに証明書が不要となる場合は、証明書原本のみ提出（返戻）する。

○ 学科名等の変更において、いわゆる「学年進行」として扱うケースの場合、学則上の変更後であっても、新学科名等に加えて、旧学科名等の証明が必要な場合があるので、申請書の作成にあたっては、証明が必要な学科名等を十分に確認すること。

（２）所得税法施行令 11 条の 3 第 1 項 2 号

○ 国、地方公共団体、学校法人、私学法 64 条 4 項の法人（準学校法人）、所得税法 11 条の 3 第 1 項 1 号の法人（国立病院機構など特定の 12 法人）以外の設置者が対象。
すなわち、個人立、組合立、株式会社立等の設置する専修学校・各種学校が該当となる。

○ 当該手続による証明書の有効期限が 1 年間であるため、毎年度申請が必要。
※ 上記（１）の申請は必要な年度のみ申請することとなるが、（２）の申請は毎年必要。

○ 毎年度の申請の際に、すでに発行された証明書の返戻は不要。

○ 対象となる生徒には（１）と（２）両方の証明書の提示が必要となることを十分に周知すること。